

## (2) 生活を守る

### ① 被災者の生活支援の状況

#### ア 避難所の設置・運営（学校避難を含む）

##### <検証の視点>

- 避難所の運営で円滑に行われた点、問題点、その原因は。
- 避難所の運営に自主防災組織等の活動は寄与したのか。
- 市町災害対策本部、県への迅速な情報共有はできたのか。
- 避難所の電源対策やプライバシーの確保はどうだったのか。
- 女性や高齢者、障がい者、乳幼児など避難者ごとの特徴に即した対応は行われたのか。

## ■ 対応の状況

### ◎ 避難所の開設

- 各市町においては、平成 30 年 7 月 6 日から順次、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するとともに、速やかな避難所の開設に努めた。その結果、県下における発令対象は最大で 412,757 世帯、876,246 人（7 月 7 日、15 時）に上った。
- 各市町は、7 月 6 日からの避難勧告等の発令に伴い、各市町が速やかに避難所を開設し、県内における避難所への避難者数は 7 月 7 日の 4,293 人がピークとなった。その後、応急復旧活動の進展により 9 月 30 日に県内の避難者数はゼロとなった。
- 災害発生のおそれがある場合に、市民の生命を守る観点から行われる避難勧告等の発令に併せて、安全が確保できる場所に、地域や施設管理者の協力を得て避難所を開設した。
- 自主防災組織が自主的に避難所を開設していたところもあった。
- 福祉避難所について、各市町では、災害発生直後から市町の保健センターや地域包括支援センターの職員等が避難所や在宅の要配慮者の状況を確認して回り、要配慮者の健康状態等を踏まえながら、必要に応じて社会福祉施設に福祉避難所を開設して避難させるほか、病院への移送や高齢者福祉施設への緊急入所等の対応を行った。要配慮者の福祉避難所等への避難実績としては、35 箇所の福祉避難所等で最大 139 人の要配慮者を受け入れた。

### ◎ 避難所の運営

- 各市町では、施設管理者及び自主防災組織等の協力を得て最大 395 か所の避難所を開設し、自主防災組織や地域と連携した避難所運営を行った。
- 災害への危機感をもって訓練している自主防災組織では、発災直後の炊き出しなどがスムーズに行われたほか、避難所の運営においても大きな役割を担っていた。
- 避難者の食事については、避難所開設直後は備蓄品の配布とともにコンビニの協力を得て、パンやおにぎり、飲み物を配布した。その後は自主防災

組織やボランティアによる炊き出し、飲食関係者からの弁当調達に移行した。

- 7月7日に395か所を数えた避難所数は、避難者の減少に伴い10日には97か所となった。なお、避難所の集約に取り組んだ一部の市町では、各避難者各戸に避難所集約について文書配布を行うとともに、掲示板への掲示、朝・夕の避難所内放送により周知徹底に努めた。
- 避難所においては、国によるラジオの配布、携帯電話事業者による公衆無線LANの無料開設や臨時開設など、情報収集のための環境整備への支援が行われた。
- 一部避難所において停電があったが、ほとんどの避難所において早期に復旧し、避難所生活に大きな影響は生じなかった。

## □ 円滑に進んだと考えられる点

### ◎ 市町等の取組状況

- 地域の自主防災組織をはじめ、施設管理者の協力を得て、円滑かつ速やかな避難所の開設を行うことができた。【松山市】
- 避難所運営マニュアルに従って、施設管理者、市職員、自主防災組織、女性消防団員等が連携して、避難所の環境整備、避難者への心身の配慮など、適切な避難所運営を行うことができた。【松山市】
- 急遽、宇和中学校体育館の避難所開設と運営になったが、混乱の中でも職員間の携帯で連絡がとれたため、本部からの指示と現場の様子をつなぐことができ、小さな支障はありながらも何とか運営することができた。【西予市】
- 施設内のスペースが限られているため、十分な対応はできなかったが、障がい者等（精神障がい・認知症関係）には配慮を行った。【西予市】
- 避難所の電源対策については、市町が行う避難所の資機材整備促進のため、平成26年度から28年度までに県が実施した補助事業等により、県下20市町で合計1,015機の発電機が整備されており、今回の災害時にも、これらの発電機が停電のあった一部の避難所での住民のスマートフォン等の充電に活用された。【県災害対策本部統括司令部】

### ◎ 自主防災組織等の活動

- 避難所の設置については、公共施設以外は地元自治会が自治会館や集会所等を開設した。【内子町】
- 吉海町田浦自治会は、孤立・断水となった3日間、独居老人10名を集会所へ避難させ、炊き出しをして食事の世話をを行った。【今治市】
- 吉海町志津見自主防災会は、会長を中心に志津見地区の土砂災害危険地区の住民12名を集会所に自主避難させ、飲料水・寝袋等を配布したほか、独居老人の安否確認や炊き出しを行った。【今治市】
- 避難所の運営において、地元自治会や自主防災組織が大きな役割を担って

いた。特に災害への危機感をもって訓練されている自主防災組織においては、発災直後の炊き出しなどがスムーズに実施されており、日頃の自主防災組織の研修等の重要性を感じた。【大洲市】

## □ 改善が必要な点

### ◎ 避難所の開設・運営

- 避難所の正確な情報収集のため、一定数の県職員を主要避難所又は市町に常駐させ、いつでも連絡ができる体制を整備した方が良い。【県災害対策本部被災者支援グループ】
- 市町と連携し、避難所の停電に備えた電源の確保策について、考えていく必要がある。【県災害対策本部統括司令部】
- 被災市町の福祉避難所の開設・運営に関して、新たにスタートした「災害時要配慮者支援チーム」について、被災市町や保健所等に対して、事前にチームの存在や役割等を周知できていなかったため、十分な活用に繋がらなかった。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 避難所におけるペット同行避難の状況や、必要物資等のニーズが市町を含めた行政側に十分に伝わっていなかったケースも確認されていたことから、ペットの情報も人の避難状況報告に組み入れるなどの情報管理の整備が必要である。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 避難所運営が長期化した場合に、避難者から出される様々な要望や要求への対応について検討が必要。炊き出し等のルール化が必要。【松山市】
- 避難所の運営の長期化に伴い、担当職員の負担が大きくなるため、対応職員の増員が必要であった。【松山市】
- 避難所として開設していた場所が浸水し、別の避難所へ移動が必要になったところがあったことから、災害種別ごとの避難所の使用可否を確認する必要がある。【大洲市】
- 市内全域に避難指示が出たため、多くの地元集会所等が避難所となったが、職員を配置しない避難所については避難者数等の実態把握が困難であった。【大洲市】
- 個人の権利やプライバシーの問題もあり、避難者の強制的な移動は難しく、要配慮者への対応の難しさを感じた。【大洲市】
- 宇和中体育館が避難所となった時、最大時 250 人を超えた。少人数で対応をせざるを得ない中、一時的な出入りの避難者の把握が困難であったほか、施設内にパソコンがないため、本部からの指示や最新状況を避難者へ伝えることが遅れた。【西予市】
- 避難所によっては、授乳中の産婦にプライバシーの確保ができなかった。環境の整った公民館へ移動するように勧めたが、家の近くの集会所でコミュニティを主に考える住民が多く、避難所管理運営の難しさを感じた。【鬼北町】

- 活動場所であった吉田公民館では、公民館の若い担当職員が中心となって指揮に当たっていた。本来の業務外の能力も求められるため、現場の指揮に当たる者については、経験豊富で決断力のある者を派遣すべき。【応援県】
- 物品管理で女性用生理用品の要望が数件あったが、受付スタッフが全員男性であったため対応に苦慮した。女性職員の派遣も検討すべき。【応援県】

### ◎避難所運営マニュアル等の整備

- 避難所や施設等において、女性や乳幼児を抱える世帯、障がい者、難病者など配慮を要する者の特性に応じた処遇が可能となるよう、マニュアル例を整備し提案する必要がある。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 職員・住民が協働で対応できたが、日頃から避難所運営・災害本対策部運営方法をマニュアル化して訓練しておかなければ、有事の混乱や次々に発生する避難者への要望に対応できないと感じた。【西予市】

### ◎自主防災組織の活動等

- 自主防災組織の活動に温度差があった。自分の命は自分で守る意識と、いかに「共助」の部分を住民に理解してもらうかが課題。【西予市】
- 被災者に寄り添った避難所運営を心掛けたが、避難者数が多くなれば運営自体ができなくなってくると思われるため、避難所の在り方・運営方法など再構築が必要である。【西予市】
- 広域な災害になると、避難者の数が増え避難所の数も多くなり全ての避難所に職員を配置することは難しい。町内では、すべての自治会に自主防災組織があるので、避難所の運営は自主防災組織に委ねる方法が必要。【内子町】

## □改善の方向性

避難所運営に当たっては、行政職員の支援のもと、自主防災組織等住民による自主運営が基本となる。また、女性や乳幼児、障がい者、高齢者等への配慮、プライバシーの確保など様々な課題があり、発災前からの自主防災組織等との緊密な連携や地域住民の意識の向上が重要となることから、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○避難所運営マニュアルの整備

- ・市町は、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、避難所ごとに学校や公民館などの管理者、運営に当たる自主防災組織等が協力し、地域の実情に合った運営マニュアルの整備を促進する。県は、研修会の実施等により支援を行う。

### ○避難所の運営方法等の改善

- ・避難所の運営を行政から自主防災組織等の住民主体の運営とするための防災教育等を通じ住民の理解を促進する。
- ・避難所運営の中核を担う防災士の更なる養成や自主防災組織の活性化を図る。

- 
- ・避難所対応職員への女性配置など、女性に配慮した運営を検討する。
  - ・近年増加しているペットの避難所における受入について、市町及び関係機関と連携した体制整備を検討する。
  - ・避難所の停電対策については、自助の取組として、家庭等での携帯充電器（モバイルバッテリー）等を用意しておくよう防災パンフレット等で呼び掛けを行うとともに、市町において、引き続き発電機の整備などを検討する。

#### ○福祉避難所等の運営体制の整備や改善

- ・市町や関係団体等で構成する「県災害時福祉支援地域連携協議会」において、福祉避難所の開設・運営や県災害時要配慮支援チームの運用に関する改善方法等の検討を進める。
- ・「愛媛県災害時障害者支援の手引き（平成28年2月）」「愛媛県在宅難病患者災害支援の手引き」等を活用した、女性や乳幼児、障がい者、高齢者等の災害時要配慮者を考慮した避難所・施設におけるマニュアル整備等に対し支援を行う。

## イ 被災者の健康管理及び生活相談（在宅、施設避難者を含む）

### <検証の視点>

- 在宅避難者への支援が効果的に行われたのか。
- 各機関連携のもと、どのような健康管理に努めたのか。
- 被災者の心のケアにどのように対応したか。
- 被災者の生活相談や見守りの状況はどうか。

## ■ 対応の状況

### ◎ 全戸訪問による健康調査

- 大洲市は平成 30 年 7 月 10 日、西予市野村地区は同月 11 日、宇和島市吉田地区は同月 18 日から、要配慮者を含め浸水地域の住民を対象に健康調査（大洲市：要配慮者 470 世帯、西予市：床上浸水 446 世帯、宇和島市：要配慮者 575 人、浸水地域 3,732 世帯）を実施した。西予市及び宇和島市は浸水地域の全戸訪問を実施し、大洲市は同月 19 日、西予市野村町は 8 月 6 日、宇和島市吉田地区は 8 月 1 日に終了した。調査は、県内外の保健師や D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の応援を受け、被災保健所のコーディネートのもと実施した。

### ◎ 避難所等への支援

- 大洲市では、7 月 7 日から避難所支援を開始し、同月 10 日からは保健師の巡回に加え、看護協会災害支援ナースが夜間巡回し健康相談を実施。心のケア対策を強化するため、同月 12 日から定期的に D P A T（災害派遣精神医療チーム）が巡回を実施した。その他にも、同月 31 日から、県栄養士会による特殊栄養食品の提供や定期的な避難所夜間巡回が行われたほか、8 月 6 日、10 日、24 日には臨時妊産婦・育児相談も実施した。避難所支援には、県外保健師の応援を受けた。
- 西予市野村地区では、7 月 7 日から保健師が避難所に待機し被災者に対応し、翌 8 日から避難者の健康状態を確認するため、毎日 3 回（朝・昼・消灯前）避難所巡回を開始した。また、発災直後から野村病院やかかりつけ医等も巡回を行い、健康状態の確認に努めた。避難所の支援には、県外保健師の応援を受けた。また、その他にも西予市の依頼により、同月 18 日から県社会福祉会による在宅独居高齢者への支援が行われた。
- 宇和島市吉田地区では、7 月 7 日から保健師や災害支援ナース等が毎日巡回し、健康状態の把握や心のケア、熱中症予防対策等を実施した。その他にも同月 23 日から市立宇和島病院栄養士による避難所の食事・衛生指導や宇和島市医師会による避難所の健康相談（8 月 4 日）が実施された。また、県歯科衛生士会が、避難所や高齢者施設において口腔内疾患予防のための歯科口腔保健指導を実施した。

### ◎ 心のケア対策

- 被災された方等の避難所生活における心配や不安に関する相談、避難所に

おける保健師等の訪問依頼などに対応するため、7月12日、「被災者専用  
こころの相談ダイヤル」を県心と体の健康センター内に開設した。

- DPAT調整本部を立ち上げて、DPATを派遣したほか、被災地こころの保健室を設置するとともに、被災地にこころのケアチームを派遣した。

### ◎児童生徒対策

- 災害発生後は「心のレスキュー隊」及び「災害時緊急スクールカウンセラー等活用事業」により、7月12日から、児童生徒、教職員、保護者を対象にカウンセリングを実施した。

## □円滑に進んだと考えられる点

### ◎被災者の生活相談や見守り、健康管理

- 被災者の生活相談や見守りについては、国の「生活・生業再建支援パッケージ」発表以降、速やかに県社協や被災市町と調整した結果、4市（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市）において地域支え合いセンター事業の導入に繋げることができた。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 被災した市や管轄の保健所と連携し、ニーズの有無を確認したことにより、支援が必要な場所にDPATを適切に派遣することができた。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 日本栄養士会特殊栄養食品ステーションが設置され、被災地のニーズに応じた栄養・食支援が円滑に行われた。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 避難所では、被災地の保健師をはじめ、県内外の保健師や災害支援ナースによる毎日の巡回相談や、地元医師会・栄養士・災害時要配慮者支援チーム・DPAT等が定期的に相談日を設け、各支援チーム・関係機関が協力して、被災者の支援を実施した。また、避難所に、医療機関情報や熱中症予防の啓発資料を掲示する等、健康管理に関する情報提供を実施した。【県災害対策本部被災者支援グループ】
- 発災後早期から戸別訪問を実施し被災者の状況確認を行うことができた。また、宇和島保健所との連携により、県内外から保健師の派遣を受け入れることができ、全戸訪問から要フォロー者を早期に発見することがその後の継続支援につながった。【宇和島市】
- 長期化する避難所生活において、DMA Tの活動や保健師による巡回相談が継続的に実施され、避難者の健康管理や心のケアについて成果をあげた。  
【大洲市】
- 県が開設した「こころの保健室」により、メンタル面での対応がスムーズに進んだ。また訪問活動などすそ野を広げた取組は効果的だった。【西予市】

### ◎児童生徒対策

- 児童生徒の心のケアに関して、県臨床心理士会と密接な連携と早期の予算化により、スクールカウンセラーのプッシュ型の派遣が迅速にでき、学校からの要請による派遣についても計画的に実施できた。【県災害対策本部教

#### 育対策部】

- プッシュ型支援（予算化）により、不安を訴える生徒に対する健康相談活動や、進路対策の遅れが生じないための学習サポートを行うなど、スピード感をもって対応した。【県災害対策本部教育対策部】
- 被災後速やかに、本庁主管課及び市町教育委員会との連携のもと、「心のレスキュー隊」及び「災害時緊急スクールカウンセラー等活用事業」により、スクールカウンセラーを派遣して、児童生徒・教職員、保護者、周辺住民を対象にカウンセリングを実施して心のケアに努めた。【県災害対策本部中予地方本部】
- 被災後速やかに被害の大きい南予地域に出向き、南予教育事務所との連携のもと情報収集に努め、後日、被災した小中学校へ養護教諭等を派遣して、児童生徒の心のケアや学校施設復旧支援に努めた。【県災害対策本部中予地方本部】

#### □ 改善が必要な点

- 保健師チーム、医療チーム、心のケアチーム（班）が被災地に入りケアを行っており、NPO等も含めて連携を図ることにより、避難所外も含め被災者全体の情報を集約し、戦略的にケアする仕組みを構築する必要がある。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 行政栄養士も少ない中、日頃から、県、市町及び関係機関が対応可能な支援内容について情報共有を行うとともに、避難所等の被災者へ適切な食事が提供されているか把握できる体制を構築する必要がある。また、食べる機能の維持のため、歯科医療・口腔ケアニーズを把握し、口腔ケアを支援する体制を構築する必要がある。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 災害発生を起因とする精神的な問題の有無は相応のスキルがないと判別できないと感じた。普段から災害時における精神的なケアの手法について研修を受講するなど、スキルアップを図るとともに考え方を統一（収斂）しておく必要がある。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 心のケアの場は、外部から見えない被災者の心の状態を適切に把握することが難しい。従ってニーズの有無の確定がない中でも速やかに対応する必要があり、仮に無駄がないようにすると、関係者間の綿密な調整が必要で、被災地に負担を強いるおそれがある。真に被災者に寄り添うには、実績にとらわれることなく実施することも必要である。【県災害対策本部保健福祉対策部】

#### □ 改善の方向性

被災された方は住宅の被害や慣れない避難所での生活など心身共に限界の状況であり、関係機関と緊密に連携した迅速かつ的確なケアが欠かせないことから、以下に示す方向性により改善を進める。

---

**○訓練等を通じた知識の習得と関係機関間の連携の促進**

- ・被災者に迅速かつ的確に寄り添い、心身の健康保持や感染症予防対策等を行うため、平時からの訓練や研修等を通じて、基本的知識の習得を図るとともに、関係機関間の連携を十分図る。

**○心のケア・生活相談体制の整備**

- ・県・市町における心のケア、生活相談体制を整備するとともに、県から市町に対する支援策の充実を図る。

## ウ 防疫・衛生活動

### <検証の視点>

- 浸水した地域へ適切な防疫活動が実施されたのか。

### ■ 対応の状況

#### ◎ 避難所及び被災地域における感染症発生状況の把握、防疫資材等の調整

- 各保健所と連絡を取り、管轄市町の被害状況の把握を行った。
- 各市町で保管している防疫資材や防疫作業に必要な資材の種類及び数量を確認し、調整を行った。
- 消毒（消毒前洗浄）に必要な水の確保及び現地調整を行った。

#### ◎ 市及び関係機関による防疫活動の実施

- 発災当初、自衛隊による防疫活動が次のとおり行われた。
  - ・実施期間 平成30年7月11日～7月25日
  - ・実施場所 大洲市、西予市、宇和島市
- 市町職員が消毒を実施したほか、当該職員の立合のもと、県ペストコントロール協会、県造園緑化事業協同組合が消毒を実施し、適宜、市町から県に状況報告を受けた。
  - ・実施期間 平成30年7月18日～9月29日
  - ・実施場所 大洲市、西予市、宇和島市
  - ・延べ出動車両 約130台（委託業者出動数のみ）

#### <消毒実施状況>

大洲市：2,801件  
西予市：360件  
宇和島市：668件

### □ 円滑に進んだと考えられる点

#### ◎ 関係機関との連携

- 県ペストコントロール協会との間で、健康危機等における防疫業務の協力に関する協定を締結しており、今回の豪雨災害では、この協定を適用し、速やかな防疫活動の実施を行うことができた。【県災害対策本部統括司令部】
- 災害時など（巨大地震等に係る防疫業務について）の愛媛県との協定などから、災害時・感染症予防衛生隊を編成しており、また、初動に必要な薬剤の備蓄があるため、今回の緊急時の初動についても迅速に対応することができた。【応援企業等：防疫】
- 市町等の職員に施工場所の事前把握と同行して現場案内して各地で薬剤と希釈水ポイントを用意してもらい、円滑に作業ができた。【応援企業等：防疫】

## □ 改善が必要な点

### ◎ 消毒剤及び消毒資材等の把握

- 各市町が確保している消毒剤及び消毒資機材の情報を事前に把握しておく  
と、調達すべき資機材の種類や数量が早く把握でき、迅速な対応ができる。

【県災害対策本部保健福祉対策部】

- 猛暑の中での防疫活動で作業人員の熱中症対策などの準備が必要であった  
ほか、被災者に連絡や情報が行き届いていなかったため、市町からの依頼  
により現場に到着すると留守で作業が行えない場合もあった。【応援企業  
等：防疫】

## □ 改善の方向性

各市町の防疫に係る資機材等の情報を事前に把握していれば、災害時によりスムーズな防疫活動が実施できると考えられるため、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○ 消毒剤等の備蓄と保管状況の確認

- ・ 市町における消毒剤及び消毒資機材の備蓄と保管状況の定期的な確認を  
行い、迅速な対応につなげる。

### ○ 市町等と関係団体との連携の強化

- ・ 被災地の衛生の確保のため迅速かつ安全に防疫活動を行えるよう、日頃か  
ら県や市町等と関係団体との連携の強化を図る。

## エ 物資の調達・搬送

### <検証の視点>

- 被災者、避難所が求める物資を調達・搬送できたのか。
- 住民ニーズをどのように把握したのか。
- どのような方法で物資を調達・搬送したのか。
- 物資拠点の場所や施設、そこからの搬送状況は適切であったのか。
- プッシュ型支援は適切に行われたのか。
- 国等の関係機関、トラック協会等の専門家との連携は円滑に行われたのか。

## ■ 対応の状況

### ◎ 連携グループの立ち上げ及び県物資集積拠点の設置

- 発災翌日の平成 30 年 7 月 8 日、県災害対策本部において食料物資対策グループ、被災者支援グループを立ち上げ、翌 9 日には県物資拠点（JAえひめ中央伊予選果場）を設置し、県トラック協会等の協力のもと被災 3 市（宇和島市、大洲市、西予市）等に対して支援活動を開始した。
- 県では、県物資拠点として事前に 7 箇所を選定しているが、宇和島市、西予市の指定拠点（西予市宇和運動公園、道の駅みま）については、被災の影響等により十分な使用が期待できなかったことから、民間施設の活用も含め、幅広く検討を行ったうえで、最終的には高速道路 IC へのアクセスがよい JAえひめ中央伊予選果場を県物資拠点として設置した。

### ◎ 被災市のニーズや物資保有状況の把握

- 当初は被災市が混乱していたため、避難所から直接聞き取りを行っていたが、被災市の体制が落ち着いてきた頃から、被災市の担当課経由で避難所のニーズの把握を行った。
- 被災市に派遣しているリエゾンを通して市物資拠点の集積状況を確認し、以後の搬送計画に反映させた。

### ◎ 物資の調達・搬送

- 食料や細かな生活用品については主に食料物資対策グループが対応し、電気製品等大型備品については主に被災者支援グループがニーズを把握し、経済産業省を中心とした国のリエゾンと協力して対応を行った。
- 現場からの具体的ニーズへの迅速な対応を基本に物資の調達・搬送を行った。食料物資対策グループの立ち上げ当初からプッシュ型支援を実施するとともに、避難所からの物資ニーズの収集体制が整ってきた時期（概ね被災 2～3 日後）からは、市町のニーズを踏まえプル型支援に段階的に切り替えていった。
- 支援要請は被災後数日で食料からマスク、歯ブラシ、シャンプー等の日用品や清掃用具などの復旧用品へとシフトし、被災から 3 日目以降、復旧活動の本格実施により、うがい薬や目薬などの医薬品のニーズが高まった。
- 物資の調達については、国からのプッシュ型支援の受入れや災害時応援協

定締結企業からの購入に加え、企業等からの無償提供も受け食料、日用品、復旧用品を調達した。

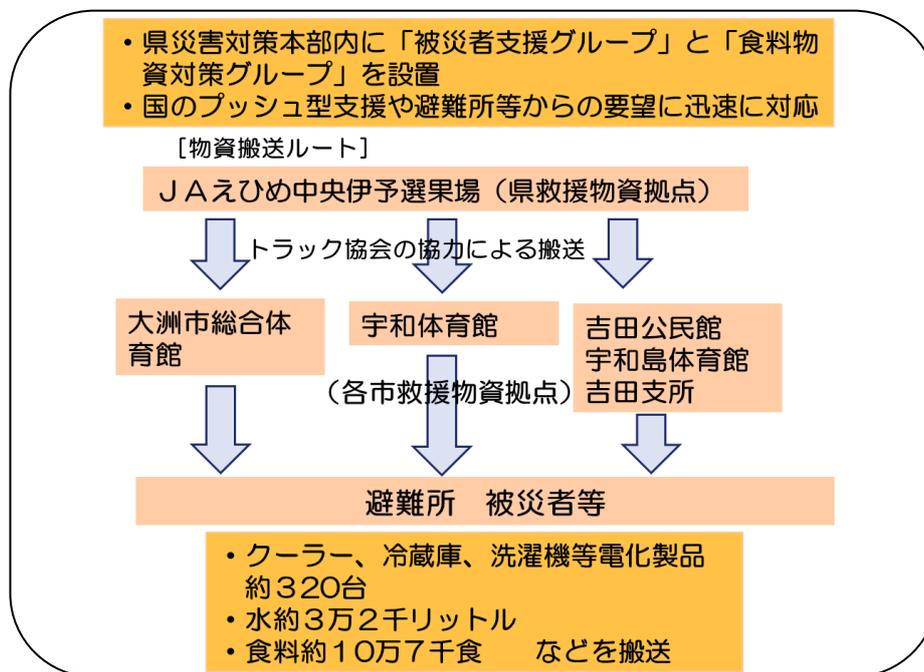
- 物資については、基本的には、県物資拠点（JAえひめ中央農協伊予選果場）から被災市町の物資拠点に搬送し、そこから各避難所へ運ばれた。
- 被災3日目あたりから多数寄せられた無償提供の申し出については、いったん受入れを保留し、ニーズに合致した物のみ提供してもらった。

#### 【国等からの主な調達物資】

物資名	対応状況
スポットクーラー	経産省が手配
洗濯機	経産省が手配
簡易トイレ	経産省が手配
テレビ	内閣府を通じNHKから提供
保存食等	農林水産省からのプッシュ型支援

#### 【協定締結先企業からの主な調達物資】

物資名	協定締結企業
米穀、パン、カップ麺、飲料水	製造業、サービス業
防塵マスク、生活用品	サービス業
段ボールベッド	西日本段ボール工業組合



### □ 円滑に進んだと考えられる点

#### ◎ 事前のマニュアルの策定等

- 熊本地震の教訓を踏まえ、29年度に市町や物流関係団体等の参加により開催した「救援物資供給体制に関する検討会」において、「愛媛県救援物資供給マニュアル」を策定していたほか、県や市町職員を対象に県トラック協

---

会の物流専門家を講師とした実地研修を行うなど救援物資供給体制を強化していたことにより、迅速な対応をとることができた。【県災害対策本部統括司令部】

### ◎県物資拠点の設置

- 南予地域への物資輸送を考慮し、高速道路のインターチェンジへのアクセスが良好であること等、周辺の道路環境面で優れた拠点を検討していたところ、県広域防災活動要領の物資拠点ではなかったが、JAえひめ中央の全面的な協力を得て、JAえひめ中央伊予選果場を県物資拠点として選定した。【県災害対策本部食料物資対策グループ】
- JAえひめ中央伊予選果場は、立地がよく屋根つきの広大なスペースがあり、収容能力が大きく、フォークリフトが使い、積み下ろしが容易で円滑な物資輸送が行えた。【県災害対策本部食料物資対策グループ、協力機関】

### ◎プッシュ型支援の活用

- 国のプッシュ型支援により、夏場の暑い中、避難所へのエアコンが早期に設置され、被災者の健康維持に寄与した。【県災害対策本部統括司令部】
- 被災地に対するプッシュ型支援により、不足する物品、物資が速やかに供給され、とても助かった。特に、避難所となった体育館については、スポットクーラーでは温度が下がらず、熱中症が心配されたが、経済産業省のプッシュ型支援より、短期間でエアコンを設置してもらい、快適な生活環境を確保することができた。【大洲市】

### ◎無償物資提供申し出への対応

- 企業等からの義援物資の提供申し出への対応について、相当数の申し出を一旦保留し、選定のうへ調達したことで県としては、「第2の災害」とも言われる過剰供給を抑えることができた。提供側も県の考えを斟酌し、弾力的な対応をしてもらった。【県災害対策本部食料物資対策グループ】
- 個人から様々な物資提供の申出を受けたが、被災市の受入れの混乱を避けるため、被災市の物資受入れ状況を説明の上、提供をお断りし、代わりに義援金による支援を案内した。これにより、過剰な物資供給を一定程度抑制できた。【県災害対策本部食料物資対策グループ】

### ◎市町・関係機関との連携

- 県トラック協会と、毎年意見交換や合同訓練の実施など関係を密にしていたことで、今回の災害対応においても迅速に対応してもらった。【県災害対策本部食料物資対策グループ】
- 県トラック協会の協力により、物資の仕分け、積込手順の指示、運転手への指示等を円滑に進めることができた。【県災害対策本部中予地方本部】
- 県トラック協会は、専任担当者1名が交替することなく被災直後から食料物資対策グループの解散まで極めて積極的に対応してもらい、スムーズに物資輸送が行われた。【県災害対策本部食料物資対策グループ】
- 孤立集落の住民からの要請に応じ、市と県及び消防署との連絡調整により、

県消防防災ヘリコプターでの物資輸送を行うことができた。最初の連絡から3時間以内に必要な物資が輸送され、速やかな対応であった。【伊予市】

## □ 改善が必要な点

### ◎ マニュアルの内容の再検討

- 当初は、協定先企業から物資が無償提供されるとの誤解や、支払はどこが処理し、請求書は何課に出させるのか、どのような物品が災害救助法で支払えるのか、等についての認識があやふやなまま発注を行っていたものがあつた。最終的な支払までの事務の大まかな流れを共有できるフロー図などがあるとよいと感じた。【県災害対策本部食料物資対策グループ】

### ◎ 被災市の物資搬送の状況の適時・的確な把握

- 被災市が様々な対応に追われる中、市の物資拠点と避難所との間のニーズにタイムラグがあつた。【県災害対策本部食料物資対策グループ】
- 発災当初、市町の職員が様々な対応に追われ、避難所のニーズや物資の状況を確認することが難しく、県が、市町の物資拠点に配置されている市町職員数や避難所への配送方法など物資拠点の状況を詳細に把握できなかった。【県災害対策本部食料物資対策グループ】

### ◎ 様々な災害に対応できる物資拠点の見直し

- 物資拠点の業務には、フォークリフトとパレット、大型トラックでの積み込みと積み下ろしができる十分なスペースのある駐車場が必要不可欠であることを痛感した。今後、災害が発生し物資拠点を設置する場合は、積み下ろしと積み込み作業をいかに円滑に行うかを十分考慮すべきと考える。【県災害対策本部中予地方本部】
- 道の駅みまに物資拠点の準備を行ったが、スペースが狭いうえ、柱が多いためフォークリフトの使用が制限される。テントも小さく、雨天時の物品管理に不都合を生じるため、条件のいい場所を再検討する必要がある。【県災害対策本部南予地方本部】
- 今回は、伊予選果場を物資調達拠点として、円滑に物資調達を行うことができたが、南海トラフ地震による広範囲な被害が発生した場合、老朽化している伊予選果場は使用できない可能性が高く、どこに拠点を構えるか、具体的に検討を進めることが望まれる。【県災害対策本部食料物資対策グループ】

### ◎ 円滑な物資輸送

- 県の物資拠点としてJAえひめ中央伊予選果場が有効に機能したことを踏まえ、平時からJAとの災害時応援協定の締結を進めておく必要があると感じた。【県災害対策本部食料物資対策グループ】
- 県の物資拠点については、改めて「原則的な選定基準」(新耐震基準を充足、屋根付き、フォークリフト使用可能、大型トラック進入可、荷役作業スペースの確保等)を基に、複数箇所選定して災害時応援協定を締結し、大規

模災害に備えておくことが必要不可欠。また、その物資拠点を活用し、県職員と物流専門家が合同で大規模災害時の食料・物資調達に関する訓練を定期的に行う必要がある。【県災害対策本部食料物資対策グループ】

### ◎市町の受入体制の整備

- 市町の受援計画の策定が進んでいなかった。【県災害対策本部統括司令部】
- 市の集配センターができるまでは支援物資の受入れが混乱した。各方面からプッシュ型の支援があったものの、配給先の決定にも手間取り、うまく活用できなかった支援物資（段ボールベッド、簡易トイレ等）もあった。【宇和島市】

## □ 改善の方向性

被災支援の迅速性や効率性などを大きく左右する県の物資集積拠点の見直しや、今回の災害対応を踏まえた救援物資供給マニュアルの改正、被災市町の支援のあり方などの意見があったことを踏まえ、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○救援物資供給マニュアルの見直し

- ・発災当初のプッシュ型支援からプル型支援への移行、避難所ニーズの把握方法、避難所等へ提供した食料・物資の対価の支払等についての基本的な考え方等、今回の災害を踏まえ、愛媛県救援物資供給マニュアル等の見直しを検討する。
- ・パレットの管理について、他県の事例を参考にするなどして、物資拠点におけるパレット管理のあり方について今後検討し、必要に応じて愛媛県救援物資供給マニュアルに盛り込むことを検討する。

### ○広域防災拠点（物資拠点）の統一基準の策定と拡充の検討

- ・県で物資拠点として推奨される統一的な基準（面積、耐震性、屋根の有無、フォークリフトの使用可否、オペレーターの手配可否、大型トラックの進入の可否等）を検討するとともに、現在の広域防災拠点のほかに、災害の種別・被害規模・発災季節別に活用できる物資拠点（民間・公共）の候補をリスト化し、追加指定の検討を行うほか、民間企業・団体との災害時応援協定の締結による物資拠点候補地確保の観点からも検討を行う。

### ○訓練の継続実施と物資拠点ごとの運営マニュアルの策定

- ・引き続き、県トラック協会と連携し物資に係る訓練等を実施するとともに、物資拠点ごとの運営マニュアルの策定に向けて取り組む。

### ○市町のニーズの把握及び市町の受入体制（受援計画）の策定支援

- ・発災時、混乱する市町のニーズを把握するため、県派遣リエゾンによる情報把握を行うとともに、市町が応援物資を速やかに受け入れるための受入体制・受援計画の策定に対する支援に取り組む。

## オ NPOやボランティアによる支援

### <検証の視点>

- 被災者のニーズに沿った支援が行われたのか。
- 行政とNPOやボランティアとの連携、NPOとボランティアの連携は図られたのか。
- 今後の支援体制をどのように構築していくのか。

## ■ 対応の状況

### ◎ 県災害救援ボランティア支援本部・県災害ボランティアセンターの運営

- 発災直後から県社会福祉協議会と情報共有等の連携を図り、平成30年7月9日、同社協内に「愛媛県災害救援ボランティア支援本部・愛媛県災害ボランティアセンター」を設置して、市町（市町社会福祉協議会）の「災害ボランティアセンター」の設置・運営に対する後方支援を行った。

### ◎ ボランティアバスの運行

- JRが不通となった宇和島市から、ボランティア確保のために松山⇄宇和島間のボランティアバスの運行要請があったことを受けて、県バス協会、宇和島市・松山市及び県社協・宇和島市社協・松山市社協との間で調整のうえ、7月27日からボランティアバスを運行し、延べ1,348人が利用した。

### ◎ えひめ豪雨災害・支援情報・共有会議

- 県内外の災害支援活動を行うNPO・ボランティア団体と、行政（県・被災市町）、社協（県・市町社協）との3者連携の場として、被災状況や被災者支援情報等の共有等を行うための「えひめ豪雨災害・支援情報・共有会議」の設置運営を支援した。
- 会議等で得た被災者支援における課題等を解決するため、庁内及び関係市町への情報提供・調整等を実施した。

## ○ ボランティアの延べ活動人数

（※ \*は、災害救助法適用7市町）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
松山市	1,695人/14日	18人/1日	—	—	—		1,713人
* 今治市	990人/17日	102人/20日	60人/11日	10人/3日	0人/0日	25人/2日	1,187人
* 宇和島市	4,598人/20日	4,487人/23日	493人/9日	98人/5日	50人/5日		9,726人
* 八幡浜市	216人/10日	—	—	—	—		216人
* 大洲市	5,686人/20日	1,827人/25日	351人/8日	96人/6日	30人/3日		7,990人
* 西予市	5,674人/19日	1,398人/16日	275人/10日	45人/5日	6人/1日		7,398人
上島町	285人/11日	—	—	—	—		285人
砥部町	46人/2日	14人/1日	—	—	—		60人

* 松野町	307人／14日	—	—	—	—	—	307人
* 鬼北町	227人／7日	—	—	—	—	—	227人
愛南町	25人／2日	—	—	—	—	—	25人
計	19,749人	7,846人	1,179人	249人	86人	25人	29,134人

## □ 円滑に進んだと考えられる点

### ◎ 関係機関との連携

- 行政と社協、NPO・ボランティアの3者連携について、あらかじめ協議の場は準備できていなかったが、発災後、JVOAD（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）、JPF（特定非営利活動法人ジャパンプラットフォーム）等の全国の中間支援組織の支援のもと、県社協、特定非営利活動法人えひめリソースセンター等の協力を得て、3者連携会議の開催に繋げることができた。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- えひめ豪雨災害・支援情報・共有会議において、被災状況、被災者ニーズの状況、市町社協の災害ボランティアセンターやNPO・ボランティア団体等による支援活動状況等を共有しながら、支援活動の不足や偏りが生じないように、関係機関との調整に努めた。【県災害対策本部保健福祉対策部】
- 早期に県保健福祉課と連携を取り、県災害救援ボランティア本部、愛媛県災害ボランティアセンターを立ち上げたことにより、災害ボランティアの情報を発信する窓口が定まり、全国からの支援団体など、情報共有会議でアピールすることができた。【県災害ボランティアセンター】
- 情報共有会議（コア会議）、えひめ豪雨災害・支援情報・共有会議を早期に、県保健福祉課、県防災危機管理課などの参加を得ながら開催することにより、密な情報収集を行うとともに、課題解決の手がかりにつなげることができた。【県災害ボランティアセンター】

## □ 改善が必要な点

### ◎ 行政と社協、NPO・ボランティアの3者連携

- 行政と社協、NPO・ボランティアの3者連携の必要性については、発災直後から被災市町に働きかけを行ったものの、混乱の中で新たな仕組みづくりを進めるのは非常に困難を極め、被災市町の理解を得るのに時間を要した。【県災害対策本部保健福祉対策部】

### ◎ 中間支援組織との連携によるNPO活動の促進

- NPOを支援するNPOである中間支援組織2団体が、初動段階から情報共有会議に参画しており、平時の地域課題解決活動で築いた地域ネットワークを活かして、時々刻々と変化するニーズの把握と物資配布に対応した。中間支援組織からの依頼に応じ、県からも県内NPOへ向けて会議開催に係る情報共有を図るとともに、この度の対応に係る課題（初動時の相互信頼構築に時間がかかったなど）を共有し、解決に向けての道筋を模索して

いるところ。【県災害対策本部県民環境対策部】

- 現地で活動している中間支援組織と連携し、中間支援組織ネットワークとして、今後の支援体制も含めた活動の方向性について、他の中間支援組織及び設置市NPO担当部署とともに、11月中旬に協議を行った結果、地域レベルでは、活動団体等（個人・団体・企業）及び当該団体等の得意分野を把握し、非常時に備えた支援受援メニュー（支援受援の仕組み、支援受援を引き出すスキルの取得、メーリングリスト等の情報共有する仕組み等）をつくる必要があるとされた。ただし、災害ボランティアセンター機能と重複しないよう、すみわけに注意する。県域レベルでは、各地域の災害対策から平時の活動内容についても共有するとともに、中間支援機能がないまちを中心に、中間支援機能の必要性を醸成することが必要とされた。【県災害対策本部県民環境対策部】
- 避難所の運営支援に関して、市から要請を受けたが、支援団体が限られており、十分な対応をNPO側でもできなかった。情報共有の場づくりなど、県内の中間支援組織ネットワークが構築されていれば、更にスムーズに支援のコーディネーションが行われたと思われる。【応援団体：福祉】

## □ 改善の方向性

行政と社協、NPO・ボランティアの3者連携や中間支援組織との連携が不十分な点があったため、以下の方向性により改善を進める。

### ○発災直後から対応できる体制づくり

- ・行政と社協、NPO・ボランティアの3者連携については、平時から県下市町に対して必要性を周知するとともに、平時からの体制づくりに向けた研修会の開催などにより、発災直後から対応できる体制づくりを進めていく必要がある。

### ○中間支援機関と連携した取組の促進

- ・中間支援組織との連携については、今後、関係各機関と連携しながら、中間支援組織を核とした全県及び地域の協働ネットワークを構築し、平時の地域課題解決支援と並行して、非常時に備えた支援メニューの整備にも取り組んでいく必要がある。

## カ 住宅被害認定調査、罹災証明書の発行状況

### <検証の視点>

- 速やかな調査、罹災証明書の発行はできたのか。
- 現場においてどのような問題が発生したのか。
- 応援職員の人数は十分だったか。被災市町が応援職員を十分活用できたか。

## ■ 対応の状況

### ◎ 説明会の実施

- 市町の担当職員向けの被害認定調査と罹災証明書発行に関する説明会を平成30年7月11日に県庁で、7月15日に西予市教育保健センターで実施した。

### ◎ 現場の状況

- 広範囲で被害が発生した市町では、発災当初から住民からの申請を待つことなく住家被害認定調査を行った。
- 被災市町において、調査結果と申請内容を紙やエクセルで管理していたが、住家被害の調査結果と罹災証明書の交付申請内容の突合等が発生し、処理に時間を要した。
- 業務未経験の市町職員が多く住家被害調査に時間を要した。

### ◎ 応援職員

- 県及び被災市町間で被害認定調査及び罹災証明書発行の進捗状況を共有し、市町への人的支援など迅速な対応を行った。
- 応援職員の受入に当たり、市町においてマニュアル及び受援計画が未策定であった。
- 発災直後は被災市町職員の習熟不足により調査等に時間を要したが、熊本県をはじめとする応援県職員の指導等により、円滑な対応が可能となり、概ね8月末までに終了することができた。

## ○ 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行状況等（平成31年1月31日現在）

	住家被害認定調査			罹災証明書							
	調査開始日	実施済棟数	うち第2次調査実施済棟数	受付開始日	交付開始日	申請受付数	発行数(交付済)				
							全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害なし
松山市	7/8	438棟	4棟	7/11	7/11	140	16	12	12	100	
今治市	7/10	137棟	10棟	7/9	7/10	137	16	13	24	67	17
宇和島市	7/11	1,969棟	5棟	7/9	7/18	1,772	61	115	802	785	6
八幡浜市	7/8	374棟		7/18	7/18	165	12	3	86	64	
大洲市	7/9	2,944棟		7/8	7/25	2,944	481	602	1,410	451	
伊予市	7/9	13棟	3棟	7/9	7/11	7	1		2	4	
四国中央市	7/9	1棟		7/9	7/25						
西予市	7/10	593棟	82棟	7/9	7/24	604	127	70	213	194	
上島町	7/18	11棟		7/17	7/17	11	2		1	7	1
久万高原町	7/10	9棟		7/9	7/23	1			1		

松前町	7/9	4棟		7/9	7/9	1				1	
砥部町	7/10	17棟		7/10	7/10	4		1	1	2	
内子町	7/10	8棟		7/10	7/10	9	1		1	7	
伊方町	7/9	1棟		7/9	7/10	1				1	
松野町	7/9	231棟	4棟	7/9	7/9	231			94	137	
鬼北町	7/10	128棟	5棟	7/11	7/14	56		2	11	43	
愛南町	7/13	47棟		7/12	7/24	16		2	4	10	
計		6,925棟	113棟			6,099	717	820	2,662	1,873	24

※ 罹災証明書発行数は計 6,095 件（宇和島市 3 件が申請受付と差を生じている。）

## □ 円滑に進んだと考えられる点

### ◎ 説明会の開催、国や市町との調整

- 被災者が日常生活をできるだけ速やかに取り戻せるよう、発災初期の段階から、住家の被害認定調査の認定方法や罹災証明書の発行に関する説明会の開催、市町からの問合せに対する対応、国への照会などの国や市町との調整を実施した。【県災害対策本部統括司令部】

### ◎ 応援職員の派遣

- 総務省の対口支援等を活用し、熊本地震対応の経験を要する他県職員を被災市町に応援職員として派遣し、速やかな調査、罹災証明書の発行につなげた。【県災害対策本部統括司令部】
- 2人ペアとなって住宅被害認定調査業務を行うに当たり、市職員と応援県職員のペアで行った。住民と顔見知りである市職員が住民から聴き取りを行い、派遣県職員は聴き取り記録や写真撮影を行うなど、効率的に役割を分担し、時間的短縮も意識して調査を行った。【応援県】
- 被災2週間後、応援県のリエゾンが来町。翌日には7名の応援職員を「罹災証明書」発行関連業務である被災家屋状況調査に配属し、調査班が1班から3班に拡大されたことで、調査効率は格段に向上した。（ニーズどおりの支援。）【松野町】
- 水害による浸水被害は住家の躯体自体は大きな被害がないものが多く、被害認定に当たっては知識・経験を有する者が必要になるが、他自治体からの職員派遣において住宅被害認定調査を行える派遣職員が少ない被災自治体があったことから、県災害対策本部を通じて注意喚起を行った。また、内閣府担当部局を通じて、職員派遣の調整を行う総務省に対し、特に知識・経験を有する職員を派遣してもらうよう要請した。【内閣府】

## □ 改善が必要な点

### ◎ システム導入による住宅被害調査と罹災証明書の交付の迅速化

- 7月豪雨以上の災害時にスムーズに対応するためには、県下統一の早期の専用システムの構築が必要である。【松山市】
- 罹災証明書の発行に当たり、調査で把握した罹災物件と申請書の罹災物件とのマッチングに苦慮した。調査結果と申請内容を紙ベースやエクセル表

で管理していくのは、マッチングや集計する際に限界があるので、県と市町が連携し統一システムを構築する等の体系的な管理が必要と考える。【宇和島市】

### ◎ 統一的な取扱基準

- 市町ごとに罹災証明書の様式が異なり、記載方法がバラバラであったため、県下で統一的な罹災証明書の様式等が示せればよい。【県災害対策本部被災者生活再建支援制度等実施円滑化チーム】
- 罹災証明書の損壊の程度が「半壊に至らないもの」について、統一的な取扱基準がなかったため、数百件もの判定の見直しを行う事態となった。また、非住家の罹災証明を発行するのかどうか、また、発行する場合の被害認定調査の方法をどうするかが、各市町判断となっていたので県内で統一した方が望ましい。【宇和島市】
- 被災者支援策（支援金等）で用いられる被害程度区分や文言を罹災証明書に記載する必要があるが、区分等の決定の連絡があるまで罹災証明書の発行ができないため、区分等が決定次第、早急に情報提供をしていただきたい。住家と非住家の判別に苦慮したため、事例等を載せたマニュアルが必要と感じた。【八幡浜市】

### ◎ 応援職員派遣に係る被災市町の受援体制の整備

- 他県・他市からの応援職員にも迅速に引き継げるよう手順書のマニュアル化が必要。【松山市】
- 発災初期の体制が整わない中での応援職員派遣については、受入市町で十分に活用できない場面もあった。【県災害対策本部統括司令部】

### ◎ 平時からの当該業務を理解した職員の養成

- 住家被害認定調査や罹災証明に係る被災市の知識が少なく、初動対応などで市職員が非常に苦勞されていた。県が主催し、平時に継続して研修会を実施した方がよい。【応援県】

## □ 改善の方向性

調査結果や申請内容を紙ベースやエクセルデータで管理していたこと、住家被害調査や罹災証明に係る知識が少ない職員が多かったこと等から住家被害調査や罹災証明書の交付に時間を要したことを踏まえ、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○ 被災者生活再建支援システムの導入

- ・ 住家被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳作成を迅速かつ適正に処理するとともに、県内市町の取扱いの統一化及び県内市町間の応援の円滑化を図るため、県と市町共同による統一システムの導入・運用を検討する。

### ○ マニュアルの整備と実践的な研修の実施

- ・ システム運用に関するマニュアルを整備するとともに、住家被害認定調査

---

の調査基準の統一的な取扱いを図るための研修についても、具体的かつ実践的な内容にするなど、大規模災害に備え円滑な初動対応ができる体制を構築する。

## キ 災害弔慰金、生活再建支援金、義援金の支給

### <検証の視点>

- 生活再建のための速やかな支給はできたのか。
- 義援金の円滑な受入はできたのか。

## ■ 対応の状況

### ◎市町における災害弔慰金の支給

- 被災市町において、条例に基づき、災害において死亡した方の遺族に対し、災害弔慰金を支給した。県では、市町からの制度上の問い合わせに対して、必要な情報提供に努めた。

#### ○制度の概要

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【対象災害】自然災害（災害規模等の条件あり）

【受給遺族】配偶者、子、父母、孫、祖父母

（いずれも存在しない場合は死亡当時の兄弟姉妹（同居等の諸条件あり））

【支給額】生計維持者が死亡した場合 500 万円

その他の者が死亡した場合 250 万円

- 災害弔慰金支給状況（H31. 2. 28 現在） 6 市町 30 件 10,500 万円

### ◎被災者生活再建緊急支援金（県独自の被災者生活再建支援制度）構築及び制度に係る事業実施

- 平成 30 年 7 月 17 日、県災害対策本部に被災者生活再建支援制度等実施円滑化チームを結成し、被災者生活再建緊急支援金制度を構築（実施要領、交付要綱の制定等）した。

#### ○制度の概要

【実施主体】市町（市町が被災者の生活再建等に要する経費の一部を補助する場合に、県が当該市町に対して補助を行う）

【補助対象】被災市町（県内被災者生活再建支援法適用市町）

【補助対象世帯】内閣府の被害認定基準により市町が発行する「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」及び「一部損壊」の証明（り災証明書）により、自らが居住する住宅に被害を受けた世帯。一部損壊については床上浸水被害に限る。

【補助限度額】国の支援金（50 万～300 万円）に上乗せして次の支援を行う。

支給区分	支援金額
全壊・解体	75 万円
大規模半壊	75 万円
半壊	37.5 万円
床上浸水	22.5 万円

- 被災者生活再建支援制度及び被災者生活再建緊急支援金制度に係る市町担当者説明会を7月20日に松山市役所で実施した。
- 被災者生活再建緊急支援金制度のプレスリリース、ホームページ公開を行った。
- 被災者生活再建支援金及び被災者生活再建緊急支援金の各市町における申請状況の確認を行うとともに申請書類の処理を行った。

【受付件数（平成31年1月4日現在）】

支援金の種類	件数
基礎支援金（国基金分）	1,522件
特別支援金（県単分）	4,288件
加算支援金（国基金分）	606件

◎義援金の受入等

- 発災直後速やかに義援金受入のための愛媛県専用口座を開設し、金融機関窓口における寄附者の振込手数料の免除手続きを実施した。
- 関係団体から義援金を受け付けた際の手順のルール化を行った。
- チラシの作成・配布及び県HPへの募集記事を掲載し、義援金の受入拡大を図った。

- 7月10日 義援金受け入れのための愛媛県専用口座を開設
- 8月2日 第1回配分委員会
- 9月14日 第2回配分委員会
- 12月5日 第3回配分委員会

- 義援金受付額（H31.1.4現在）

日本赤十字社愛媛県支部	2,813,697,014円
愛媛県共同募金	471,288,156円
愛媛県	2,301,500,162円
合計	5,586,485,332円

- 市町別配分額（H31.1.18現在）

市町名	配分額
松山市	82,000,000円
今治市	83,700,000円
宇和島市	1,110,500,000円
八幡浜市	120,800,000円
大洲市	3,022,100,000円
伊予市	4,600,000円
西予市	642,800,000円
上島町	6,200,000円
久万高原町	1,000,000円

松前町	800,000円
砥部町	2,400,000円
内子町	5,600,000円
伊方町	400,000円
松野町	102,200,000円
鬼北町	20,600,000円
愛南町	9,200,000円
合 計	5,214,900,000円

## □ 円滑に進んだと考えられる点

### ◎被災者生活再建支援金制度等について

- 7月19日付けの補正予算の専決処分により、被災者生活再建緊急支援金の予算確保を行い、被災者に対し国の支援に加え、県独自の手厚い支援が行われた。【県災害対策本部被災者生活再建支援制度等実施円滑化チーム】
- 新たに被災者生活再建支援制度等実施円滑化チームを立ち上げたことにより、市町や被災者からの問い合わせへの丁寧な対応や、国との円滑なやり取りを行うことができ、速やかな被災者への支援金の支給につながった。【県災害対策本部被災者生活再建支援制度等実施円滑化チーム】
- 国の支援金と県の支援金の申請様式を同内容とすることにより、県の支援金の申請書に国の支援金の申請書の写しを添付することにより、一部市町で、県の申請書を記載しなくてよいと取り扱うなど、被災者の手続きの簡素化につながった。【県災害対策本部被災者生活再建支援制度等実施円滑化チーム】

### ◎義援金の受入

- 発災直後に義援金受入れのための愛媛県専用口座を開設し、速やかな受入を可能とするとともに、金融機関窓口における寄附者の振込手数料の免除について協力を得て、寄附者の負担軽減を図った。【県災害対策本部統括司令部】
- 関係団体から義援金を受け付けた際の手順のルール化を行い、円滑な受入を可能とした。【県災害対策本部統括司令部】
- 希望する寄附者に対し、受領証発行依頼書をもとに受領証を発行するなど寄附者の要望に速やかに対応した。【県災害対策本部統括司令部】

### ◎市町との連携

- 市町ごとに県の担当者を決めて対応することで先方との信頼関係が生まれ、正確な意思疎通や、市町窓口で住民から寄せられる生の声を聴きだすことができた。【被災者生活再建支援制度等実施円滑化チーム】
- 見舞金と義援金の申請書を市と県の共通様式にして申請者の負担を軽減した。【八幡浜市】

- 
- 西予市見舞金、愛媛県が行った緊急支援金は8月21日に7割の方に支払い、以降順次支払うことができ、その後、国の生活再建支援金が支払われるような状況であり、当面の支援はできたと思われる。【西予市】

## □ 改善が必要な点

### ◎被災者生活再建支援制度等に係る体制の見直し

- 被災者生活再建支援金、義援金の受入れ、応急修理等の制度の所管が異なり、問い合わせが混同されることがあったので、被災者への支援制度について同じ箇所で作業をすることが望ましい。【県災害対策本部被災者生活再建支援制度等実施円滑化チーム】

### ◎義援金に係る配分要件等のマニュアルの整備

- 県分の義援金も、市町から被災者に配分するため、県分の義援金配分に関して、具体的な配分要件などを記したマニュアルやQAなどを提示していただく、よりスムーズに業務ができると思われる。【宇和島市】

## □ 改善の方向性

被災者生活再建支援制度等については、制度の適正運用を維持しつつ、被災者や被災市の負担の軽減を図っていくとの視点から以下のとおり改善を進める。

### ○体制の整備

- ・南海トラフ地震が発生した際には、今回の災害を遥かに超える規模の住家被害が予想されており、生活再建支援制度を他の被災者支援と合わせて、被災者支援グループで一元化できるよう、連携対応グループの体制変更を検討する。

### ○義援金の配分

- ・災害の種類・程度、寄せられた義援金の額等に応じて、義援金配分委員会において配分を決定することから、決定後、速やかに配分方針等を市町に周知することにより、円滑な配分につながるよう努める。

## ② 仮設住宅の整備・確保等

### <検証の視点>

- 被災者の意向調査は速やかに行うことができたのか。
- 仮設住宅用地の事前候補地の選定はできていたのか。
- 借上げ型仮設住宅の提供は円滑に行えたか。
- 応急修理について、速やかな業者の確保はできたのか。業者確保のためどのような措置をとったのか。

## ■ 対応の状況

### ◎ 住宅確保支援グループの設置

- 県災害対策本部に応急仮設住宅の建設や住宅の提供等を一元的に行う「住宅確保支援グループ」を新たに設置した。
- 「人命救助」「水の確保」に加え「住宅環境の早期整備」を第一段階の目標と定め、スピード感を持って住宅の確保に取り組んだ。
- 被災者のニーズに早期に応えるため、建設型と借上げ型を組み合わせた応急仮設住宅の確保に努め、建設型で要望のあった宇和島市、大洲市、西予市で計 176 戸の仮設住宅を建設し、うち 170 戸は平成 30 年 8 月末に完成した。

### ◎ 建設型応急仮設住宅

- 発災後直ちに災害救助法適用市町に対し、応急仮設住宅に係るニーズ調査を実施し、その結果、要望のあった 3 市（宇和島市、大洲市、西予市）を対象に、被災市と県が大規模災害時における建設型応急仮設住宅建設候補地リストを基に建設場所を選定するとともに、整備戸数を決定した。
- 7 月 23 日には第 1 期工事に着手し、その後、第 4 期工事まで実施し、合計 176 戸分の整備を行い、市から要望のあった戸数の整備を完了させた。

### ◎ 借上げ型応急仮設住宅

- 提供可能な物件のリストアップや物件の仲介に当たっては、全国賃貸住宅経営者協会連合会、県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会等不動産団体の協力のもと、災害救助法適用 7 市町（今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町）において、7 月 23 日から入居・募集の受付を開始した。
- 195 件の申し込みがあり、速やかに入居決定を行い、被災者に民間賃貸物件を提供した。（3 月 11 日現在）

### ◎ 住宅の応急修理

- 平成 30 年 7 月 14 日に住宅の応急修理実施要領を決定し、市町へ通知した。その後、制度の趣旨、補助対象経費などに関する市町等からの問合せに対応するとともに、制度 Q & A を作成し市町への配布を行った。
- 応急修理の申込みは各市町において 7 月 24 日から受付を開始し、2,064 件の申込みを受け付け、工事完了件数は 1,469 件となっている。（平成 31 年 3

月 11 日現在)

- 地元業者で対応できる事業量に限界があることから、協定締結先の県中小建築業協会を通じて県下全域で施工業者を募集・紹介するマッチング事業を実施した。

### ○仮設住宅等の状況

	応急仮設住宅				公営住宅関係				応急修理	
	(建設)		(借上げ)		市町営住宅	県営住宅	その他	合計	申込数	工事完了件数
	建設戸数	入居決定数	物件申込数	入居決定数						
宇和島市	12	12	73	72	11	2	9	22	438	392
大洲市	60	57	74	73	3		19	22	1,345	855
西予市	104	103	37	37	12		4	16	174	125
今治市			8	8					22	22
八幡浜市			3	3	12			12	31	27
松野町					1			1	48	45
鬼北町					2			2	6	3
その他市町					13	1		14		
合 計	176	172	195	193	54	3	32	89	2,064	1,469

平成 31 年 3 月 11 日現在 (公営住宅関係は平成 31 年 2 月 22 日現在)

### □ 円滑に進んだと考えられる点

#### ◎専門グループの設置

- 県災害対策本部に応急仮設住宅の建設や住宅の提供等を一元的に行う「住宅確保支援グループ」(保健福祉部と土木部の関係職員で組織)を設置し、役割分担と指揮系統を明確にして業務の迅速化を図った。【県災害対策本部統括司令部】

#### ◎建設型応急仮設住宅の供給に係る事前のガイドライン等の作成

- 建設型応急仮設住宅の供与では、建設候補地リストをもとに適地の選定を行うとともに、事前に策定していた県応急仮設住宅建設ガイドラインや、全国木造建設業協会・プレハブ建築協会との協定に加え、愛媛県木材協会・愛媛県森林組合連合会との木材供給に関する協定等が機能し、災害救助法が定める「発災後 20 日以内の着工」を実現した。【県災害対策本部住宅確保支援グループ】
- 応急仮設住宅建設に係る基本方針「愛媛県応急仮設住宅建設ガイドライン」が策定されていたため、業務引継を行う際、「仮設住宅建設用地の調査」、「中間検査の補助」、「入居管理に関する市町説明」などの方向性はスムーズに共有できた。【応援県】

#### ◎借上げ型応急仮設住宅に係る協定の締結

- 借上げ型応急仮設住宅では、従来から協定を締結していた県宅建協会に加え、今回、全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)とも協定を締

結することにより、被災者向け物件を取扱う仲介店舗の拡大や物件の掘り起しにつながった。【県災害対策本部住宅確保支援グループ】

### ◎ 応急修理実施に伴うマッチング事業の実施

- 応急修理について、地元業者が対応できる事業量に限界がある中、中小建築業協会の協力を得て、建築業者を宇和島市・大洲市・西予市に紹介するマッチング制度を構築。被災者からの求めに応じて早期の施工・完了が実現できるよう取り組んだ。【県災害対策本部住宅確保支援グループ】
- 県との連携の下、愛媛県中小建築業協会を通じて、県下全域で施工業者を募集し、修理が必要な被災者に応急修理業者を紹介するマッチング事業を実施しながら、住宅の早期再建に努めることができた。【大洲市】

## □ 改善が必要な点

### ◎ ニーズを早期に把握するための手順のマニュアル化

- 発災直後には、住宅確保に関することも被災者支援グループとして業務を行っていたが、物資の支援や避難所の運營業務が多忙であり、避難所での住宅ニーズの聴き取りなどが後回しになり、結果として、建設地の選定や仮設住宅の建設戸数の決定が遅れる一因となった。【県災害対策本部住宅確保支援グループ】

### ◎ 建設候補地の多目的との競合

- 建設型応急仮設住宅の建設地選定について、事前に建設候補地を多数用意していたが、災害廃棄物の仮置き場等の他目的と競合して、建設地選定が遅れた事例があった。【県災害対策本部住宅確保支援グループ】

### ◎ 浄化槽設置に関する諸手続きの簡素化

- 仮設住宅の建設における浄化槽設置について、人槽算定の緩和や設置手続きの簡素化のルールの設定が必要と思われる。【協力団体・浄化槽関係】

### ◎ 借上げ型応急仮設住宅に係る市町との手順の確認

- 借上げ型応急仮設住宅では、募集要項の作成及び市町への説明に若干時間を要した。また、賃貸住宅への入居決定に合わせて必要となる火災保険加入手続（包括契約の締結）について、保険会社との協議に時間を要した。【県災害対策本部住宅確保支援グループ】

### ◎ 応急修理業務の体制整備

- 応急修理業務について、事前には市の担当窓口も決まっていない状態であり、発災後にゼロからのスタートとなった。【県災害対策本部住宅確保支援グループ】
- 応急修理については、施工に当たる地元の工業者が不足し、マッチング制度を通じた全県的な発注・施工体制を構築したものの、地元の知り合いの業者に依頼したい意向の被災者が多く、早期施工・完成に至っていない世帯がある。【県災害対策本部住宅確保支援グループ】

## □ 改善の方向性

仮設住宅の整備確保等については、今回の災害対応の教訓を踏まえ、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○手順のマニュアル化等

- ・ 混乱の中でも、先を見据えた最低限の調査は早期にするように手順のマニュアル化を検討する。また、その内容を「愛媛県応急仮設住宅建設ガイドライン」に反映させること等についても検討する。

### ○建設型応急仮設住宅の建設候補地の確保等

- ・ 建設候補地については、他目的との間での優先順位の設定、あるいは発災直後に調整が可能な枠組みについて検討する。
- ・ 浄化槽設置について、今回の対応を基に、応急仮設住宅における浄化槽設置に関する諸手続等について、関係機関と協議の上明確にした上で、「愛媛県応急仮設住宅建設ガイドライン」への明文化を検討する。

### ○借上げ型応急仮設住宅の入居手続きの改善

- ・ 被災者への住宅提供を一層早めるため、平素より市町と入居決定までの手順を確認する。また、入居募集開始前にあらかじめ火災保険（包括契約）への加入手続を進めることを検討する。

### ○応急修理業務の体制整備

- ・ 今回被災していない市町も含め応急修理業務の体制を整備するとともに、研修等の充実を図る。

### ③ 災害廃棄物処理等の状況

#### <検証の視点>

- 事前に仮置場の選定はできていたのか。
- 発災当初の廃棄物の分別は適正に行われていたのか。
- 膨大な災害廃棄物に対応するための広域処理の状況はどうか。
- 災害廃棄物の処理や公費解体について住民への周知をどのようにして行ったのか。
- 災害廃棄物の被災家屋から仮置場への運搬はどのようにして行ったのか。
- 宅地内の廃棄物混入土砂の撤去等の状況はどうか。
- 全半壊家屋の公費解体の状況はどうか。
- ボランティアによる災害廃棄物の処理の状況はどうか。

#### ■ 対応の状況

##### ◎ 災害廃棄物の分別の徹底、搬出・処理体制の構築等に関する助言

- 土砂崩れや河川の氾濫等により、大量の災害廃棄物が発生し、発災当初、一部の地域では、公園や道路脇に家財ごみが積み上げられたり、仮置場に分別されないまま搬入され、混合廃棄物の状態となった。
- 被災地の早期の復旧・復興のため、被災市町における災害廃棄物の処理が適正かつ、円滑迅速に進むよう、発災直後に市町に対し文書を発出したほか、県職員が被災市町を訪問し、安全・スピード・経費の面から、分別の徹底、仮置場のレイアウト（案）、搬出・処理体制の構築等について、指導・助言を行った。

##### ◎ 仮置場候補地に関する情報提供

- 災害廃棄物処理計画が未策定の市町が多く、発災当初、仮置場の確保が不十分であったため、関係部局との調整の上、仮置場候補地となる県有地について情報提供を行った。

##### ◎ 関係団体への協力要請

- えひめ産業廃棄物協会、県建設業協会に災害廃棄物の収集・運搬・処理を要請するとともに、県浄化槽協会に浄化槽の緊急点検等を要請した。

##### ◎ 小規模自治体の広域処理の実施

- プッシュ型支援として、市町に広域処理を呼び掛け、松野町の災害廃棄物約32トンを産廃協会のボランティア運搬により、松山市の焼却・埋立施設で広域処理を行った。

##### ◎ 応援職員の派遣

- 被災市町に各保健所環境保全課職員を派遣して、環境省職員と連携した人的支援を行った。
- 仮置場（宇和島市大浦港湾緑地）へ県職員を派遣し、災害廃棄物の搬入監視等業務に従事させた。

##### ◎ 災害等廃棄物処理事業費補助金制度等に係る説明会の開催

- 環境省担当者を講師とし、市町職員を対象に補助金制度説明会（平成30年8月3日）及び災害査定報告書の作成説明会（同年10月12日）を開催した。

### ○災害廃棄物の推計発生量

No.	市 町	家財等ごみ・建物解体ごみ推計量 [t]	廃棄物混入土砂推計量 [t]	1月末現在発生推計量合計 [t]	1月末現在処理量 [t]	処理期限 (目標)
1	西予市	62,504	3,625	66,129	11,286	H31.6
2	大洲市	37,216	0	37,216	25,479	H31.6
3	宇和島市	27,185	10,103	37,288	4,383	H31.6
4	松山市	10,641	110,639	121,280	94,068	H31.3
5	八幡浜市	2,564	15,708	18,272	218	H31.3
6	今治市	2,641	12,987	15,628	13,135	H31.3
7	松野町	750	362	1,112	1,112	処理完了
8	鬼北町	288	261	549	549	処理完了
9	愛南町	46	0	46	46	処理完了
10	砥部町	15	102	117	117	処理完了
11	上島町	6	0	6	6	処理完了
12	内子町	6	0	6	6	処理完了
13	伊方町	4	0	4	4	処理完了
14	久万高原町	0.2	0	0.2	0.2	処理完了
合 計		143,866	153,787	297,653	150,409	

## □ 円滑に進んだと考えられる点

### ◎ 県が主体となった広域処理体制の確立

- 事前に県内の災害廃棄物の受入可能量を調査していたため、松野町で発生した災害廃棄物約32トンに係る広域処理に関する調整を円滑に実施することができた。【県災害対策本部県民環境対策部】

### ◎ 市町や国との連携

- 早期の段階で、十分の広さの仮置場を確保し、管理者・誘導員や分別の指導員を配置するとともに、住民への周知を行い、仮置場への搬入時点から分別が徹底され、仮置場からの搬出もスムーズに進んだ。【県災害対策本部統括司令部】
- 環境省や県外自治体の職員が被災市町に派遣され、県・保健所と連携して、市町に対し適切かつ円滑な災害廃棄物処理の指導を行った。また、県内市町からの応援職員も仮置場の看視や車両誘導などの業務に従事した。【県災害対策本部統括司令部】
- 大量の災害廃棄物の発生が見込まれる市町に対して、過去の大規模災害に

における災害廃棄物処理実行計画の策定例を示すなどの支援を行った結果、8月末までに処理実行計画の策定が完了し、計画的にかつ円滑に処理を進めることができた。【県災害対策本部県民環境対策部】

## □ 改善が必要な点

### ◎ 事前の仮置場候補地の選定、分別の徹底

- 平成 30 年度中の策定を目指していた市町災害廃棄物処理計画の策定及び実効性の確保が必要である。【県災害対策本部県民環境対策部】
- 土砂等の置き場は、公共施設・環境省事業・国土交通省事業・農林省事業等、事業ごとに別々にする必要がある。あらかじめ決めておくことが必須。  
【宇和島市】
- 被災者が廃棄物を排出する前に早めに仮置場を設定するとともに、家庭から排出される段階での分別を働きかける体制を整備することが重要である。このため、「災害廃棄物処理計画」を策定し事前の備えを行うとともに、浸水エリア等の被災情報に基づき災害廃棄物量を早期に推計し、被災実態に応じた対応策を講じることが必要と考えられる。【内閣府】

### ◎ 平時からの市町と産業廃棄物処理業者との連携

- 市町において、産業廃棄物処理業者と協定が締結されておらず、災害廃棄物の収集運搬車両や処分先確保に苦慮したことから、事前に他市町や民間事業者の協力体制が整理されていればより円滑に進んだものと思われる。  
【県災害対策本部県民環境対策部】
- 災害廃棄物の運搬依頼が急遽愛媛県建設業協会にあったため、応急復旧等の対応に支障をきたしたとの意見があった。【土木対策部】

### ◎ 市町及び県職員の養成・確保及び資機材の整備

- 職員の災害廃棄物の対応の経験がなかったことから、発災当初に混乱があったこと。【県災害対策本部統括司令部】
- 災害廃棄物の分別方法や仮置場候補地及び仮置場で必要になる人員・機材が事前に整理されていれば、より円滑・迅速に災害廃棄物の処理が進んだと思われる。【県災害対策本部県民環境対策部】

## □ 改善の方向性

大規模災害時には、大量の災害廃棄物が発生することから、あらかじめ対応策を検討しておく必要があるため、以下に示す方向性により災害廃棄物処理等の改善を図る。

### ○ 事前の仮置場候補地の選定や災害廃棄物処理計画の策定

- ・災害廃棄物の仮置場の事前確保については、30年12月25日に市町担当職員との会議を開催し、仮設住宅候補地と重複しないように、県と市町が連携して、30年度中に優先順位を付した複数候補地の選定を完了する予定。
- ・県では、これまでにワークショップの開催等を通じて市町災害廃棄物処理

---

計画の策定を支援し、29年度末までに3市町で策定が完了、残る17市町においても30年度中の策定を目指して作業を加速化させている。また、発災後の行動について、誰もが容易に活用できる「災害廃棄物処理マニュアルモデル」を市町に周知し、処理計画との一体的な運用を図るとともに、仮置場の事前確保や広域処理の仕組みづくりなどに取り組んで、実効性のある災害廃棄物処理体制を整備する。

#### ○平時からの市町と産業廃棄物処理業者との連携

- ・市町と民間事業者等を構成員とする「ブロック別災害廃棄物対策協議会」の開催や、協定案を盛り込んだ「災害廃棄物処理マニュアルモデル」の周知等を通じて、市町に対し、民間事業者等との協定締結の必要性について理解を促進させていく。

#### ○市町及び県職員の養成・確保

- ・災害廃棄物処理を担当する市町等職員を対象にした図上訓練の実施や、平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理に関する報告検討会を開催し、担当職員の知識の習得とスキルアップを図る（H31当初予算計上）。
- ・災害廃棄物の分別の徹底や、仮置場の設置・確保、運営・管理方法等を盛り込んだ「災害廃棄物処理マニュアルモデル」を市町に周知し、災害廃棄物処理の適正かつ円滑・迅速な処理を推進する。

#### ④ 水道の復旧状況

##### <検証の視点>

- 浄水場等の基幹施設が被災することについて、事前に想定していたのか。
- 発災後の復旧状況について、住民への情報提供が適切に行われていたのか。
- 市町と連携し、県としてどのような支援を行ったのか。

#### ■ 対応の状況

##### ◎市町等の水道施設・復旧状況の把握

- 発災後、被災市町の断水状況の把握に努めたが、応急給水や断水等の状況について、関係機関間での情報共有に不十分な点があった。

##### ◎関係機関の連携した給水支援

- 最大で12市町、31,068戸、63,856人が断水状態となる中、日本水道協会や自衛隊の給水車、海上保安庁巡視艇による給水支援が行われたほか、生活用水については、NEXCO西日本四国支社や四国地方整備局、一般企業による協力により給水支援が実施された。

##### ◎宇和島市吉田浄水場の速やかな復旧

- 復旧に長期間を要すると考えられていた宇和島市三間・吉田両地区について、関係省庁や東京都等の強力な支援のもと、平成30年8月3日に三間地区で、4日には吉田地区でそれぞれ通水し、当面必要な生活用水が供給されることとなった。

##### ◎水質検査の調整

- 南予地域では多くの市町で断水が発生したことから、給水制限を受けている地域住民の飲料水を早期に確保するため、保健所使用料の減免措置により、7月10日から9月12日の間に595件の井戸水等の無料水質検査を実施した。
- ため池の水を代替水源とした三間地区で、有機物と消毒用塩素の反応による生成物が水質基準値をわずかに上回ったため、飲用可能とならない日が続いたが、衛生環境研究所の迅速かつ適正な検査でバックアップができた。

#### ○被災市町における断水の状況

No.	市 町	最大断水		概 要
		戸数 (戸)	人口 (人)	
1	松山市	354	1,001	7月6日17時10分～21日 ※ 崖崩れによる送水タンクに送る配管の破損、土砂崩れによる配水管の破損 → 支所で水を配付、トイレの水は川の水を配布等
2	今治市	6,927	12,020	7月7日6時～12日15時15分 ※ 土砂崩れによる配水管破損、広島県内送水トンネル内への土砂流入、台ダムの水質悪化 → 船でペットボトル配布、給水車対応等
3	宇和島市	6,568	15,317	7月7日8時30分～8月16日16時 ※ 吉田浄水場が土砂崩れで埋没 → 給水車等による応急給水、代替浄水施設の整備等
4	八幡浜市	371	911	7月7日3時～8日11時45分 ※ 土砂災害による配水管切断 → 中学校に給水タンク・ポリタンク設置

5	大洲市	10,096	21,464	7月7日8時3分～18日18時 ※ 水源地浸水 → 16か所で応急給水
6	西予市	2,728	5,482	7月7日13時～20日15時 ※ 水管橋等の配水管の破損、野村浄水場の浸水 → 8日より給水車による対応
7	上島町	3,338	6,231	7月7日19時～18日10時20分 ※ 広島県本郷取水場の浸水による送水不能 → 給水車対応、海保・海自（船）からの給水有
8	内子町	17	70	7月7日16時～12日18時 ※ 地滑りによる配水管の破損 → 給水タンクで応急給水
9	伊方町	300	578	7月7日14時10分～19時10分、7日19時45分～8日20時15分 ※ 水道管の破損
10	松野町	74	141	7月7日13時20分～7月8日21時頃 ※ 河川の増水による送水管の破損
11	鬼北町	260	567	7月7日9時20分～19日15時 ※ 土砂崩れ・落橋による給水管の破損 → 給水車対応、ペットボトル配布
12	愛南町	35	74	7月8日8時20分～8日18時迄、9日7時～17時 ※ 道路崩壊に伴う配水管の破損、導水管の破損 → 給水車対応
合 計		31,068	63,856	

## □ 円滑に進んだと考えられる点

### ◎ 宇和島市吉田浄水場の速やかな復旧

- 宇和島市吉田・三間地区については、関係省庁や東京都、民間企業、自衛隊、県警等の支援により、機器の早期納入や大型プラント（ろ過装置）の緊急輸送が実現し、工期が大幅に短縮されたことから、発災後約1か月で通水を開始し8月中旬には全戸断水を解消した。【県災害対策本部統括司令部】
- 県としても、現地で宇和島市等の関係者が出席する検討会に職員が出席し工期短縮に向けた助言等を行うとともに、ろ過機などの設備の確保や運搬に当たり、本県にリエゾンとして派遣された関係省庁の職員や製造メーカーなど関係者に積極的に働きかけを行うなど、工期短縮に向け、市及び企業団のバックアップを行った。【県災害対策本部県民環境対策部】
- 吉田浄水場のろ過機運搬について、宇和島市、南予上水企業団と連携し被災した運搬ルート of 応急復旧を実施し給水開始を前倒しした。また、国土交通省と連携し、運搬ルートの特車許可を簡素化した。【県災害対策本部土木対策部】
- 南予水道企業団の仮設浄水場の中核となる可搬型浄水装置については、愛媛県と連携して関係企業や自治体と直接交渉を進めることにより、難航する可能性が高かった装置確保を実現した。【厚生労働省】

### ◎ 関係機関との連携

- 被害の大きい水道事業者と連携を密にし、復旧計画の進捗に応じて、他の水道事業者や民間企業、関係省庁から支援が得られるよう積極的に調整した。【県災害対策本部統括司令部】
- 愛媛県や関係企業、水道事業者の他、経済産業省・自衛隊・警察庁・国土交通省等と連携・協力して支援に当たり、復旧スケジュールの前倒しに貢

献できた。【厚生労働省】

## □ 改善が必要な点

### ◎市町・関係機関の連携による早期の給水ニーズの把握

- 断水状況について担当課による独自の確認把握となったことから、市町の水道担当課と災害対策本部との情報共有、連携状況等が明確に把握できず、情報の行き違いが生じることがあった。【県災害対策本部県民環境対策部】

### ◎応急給水を要する施設の優先順位の整理

- 今後は、土砂災害等に関する防災対策を講じていく必要があるが、気象条件や地盤の状況など様々な条件の中で、具体的にどのような場合に、どの程度の防災対策を講じる必要があるか、限りある財源の中で対応を検討する必要がある。自己水源があったことで、断水時でも対応できた事例があり、広域化に対する分散型あるいはバックアップなどを講じることも重要であると感じた。【県災害対策本部県民環境対策部】
- 給水支援については、病院や福祉施設等の、水を大量に必要とする施設を考慮して優先順位を検討する必要があることから、断水情報をエリア的に把握できるようにすることが必要で、これにより病院等との位置関係を確認することが必要と考えられる。【内閣府】

### ◎広域的な協力体制の構築

- 宇和島市の断水被害については、関係機関の連携・調整により応急水道設備による復旧が可能となったところ。大型・特殊な設備については、一つの県で対応することは難しいことから、全国的な被害の頻度等を考慮した上で、各都道府県が協力し合って可搬型の設備を備蓄することや転用可能な設備情報を共有することも有効ではないかと思われる。【内閣府】

## □ 改善の方向性

関係機関の連携により早期に給水ニーズの把握を行い、応急給水を要する施設の優先順位の整理を行うとともに広域的な協力体制を構築していくため、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○水道施設の整備

- ・国は、各水道事業体に対して、施設の配置や老朽化の状況等を考慮して適切に優先順位を設定し、水道施設の防災対策を計画的に進めるよう求めており、県としては、施設整備の優先順位等に関する各水道事業体の意向も踏まえ、地域の特性に応じた防災対策等が講じられるよう適切に助言する必要がある。

### ○浄水機能を担う機器の備蓄

- ・今後、県としては、今回の浄水場の被災をうけ、本県単独での対応は難しいことから、被災時の断水解消に向け、浄水機能の早期復旧を実現できるよう、国が浄水機能を担う機器一式を備蓄し、貸出可能な体制を構築するよう国に要望する。

⑤ 公共土木施設の被災状況と応急復旧等の状況

ア 公共土木施設の被災状況

<検証の視点>

- 被災状況の速やかな把握は行われたのか。

■ 対応の状況

◎ 被災状況把握及び取りまとめ

- 各土木事務所から、電話、FAX、回覧板により、河川・港湾・海岸・砂防・ダム・道路等の公共土木施設の被災状況の把握及び取りまとめを行った。
- 県が管理する国道・県道の通行規制等については、県内管内図に通行規制区間を記入し、走行可能ルート等の把握を行った。

◎ 県民への情報発信

- 県ホームページにおいて、地図上に通行可能ルート、通行規制の解除見込みを掲載し、情報発信を行った。
- マスコミへ情報提供を行い、新聞掲載により情報提供を行った。

◎ 国への要望

- 発災後直ちに国に被災箇所の災害緊急調査実施の要望を行った。
- 災害関連緊急事業について、国へ要望を行った。

○ 公共土木施設等の災害状況 (平成30年8月28日現在 百万円)

	県		市 町		合 計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
河川	812	14,449	316	3,393	1,128	17,842
海岸（港湾関係）	1	30	1	6	2	36
海岸（その他）	3	41	—	—	3	41
砂防	207	3,492	—	—	207	3,492
地すべり防止施設	1	6	—	—	1	6
急傾斜地	11	208	—	—	11	208
道路	249	7,642	878	11,678	1,127	19,320
橋梁	2	125	11	1,05	13	1,200
港湾	1	4	3	63	4	67
下水道	—	—	4	105	4	105
公園	—	—	14	288	14	288
合 計	1,287	25,997	1,227	16,608	2,514	42,605

□ 円滑に進んだと考えられる点

◎ 航空写真等の活用

- 土砂災害の被害箇所、被害状況の把握に際し、発災後の航空写真、空撮写真の情報を活用することにより、全容把握に役立った。【県災害対策本部南予地方本部】

## □ 改善が必要な点

### ◎ 速やかな被災状況の把握

- 被災状況把握については、県、市町の被災箇所が多さ、対応先のマンパワー不足、被災箇所までの交通遮断など、様々な問題が絡んだ結果、とりまとめに時間を要した。【県災害対策本部土木対策部】
- 今回の豪雨災害は、島嶼部に被害が集中したが、西瀬戸自動車道が基準雨量超過により全面通行止めが半日以上続き、職員が島嶼部へ行くことができない状態が半日以上続いた。このため、年間維持業者及び今治市役所の支所の職員との電話連絡に頼らざるを得なかったことが、具体的な指示や、実態の把握が遅れた原因の一つであると考えられる。【県災害対策本部東予地方本部今治支部】
- 雨が降り続く中、業者及び職員による夜間の現地状況確認において、タッチの差で新たに発生した崩土から逃れる場面や（数時間後に発生した）土石流に巻き込まれるおそれがあったなど、危険を伴うケースがあり、初期の情報収集のあり方について課題が残った。【県災害対策本部東予地方本部今治支部】
- 膨大な被害件数であり、特に河川、砂防施設について、被災箇所、詳細の被害状況の全容把握に時間を要した。また、外部からの問合せ等への対応に忙殺された。また、JR通勤者は最も対応に忙殺される時期に、JRの不通が継続するなど身体的な負担が生じた。【県災害対策本部南予地方本部】

## □ 改善の方向性

速やかに被災状況の把握を行う体制を整えるため、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○ 訓練の実施による連絡・報告体制の確立

- ・土木部防災訓練等の各種訓練を通じて、電話のみに限らず、FAX・メール等の複数の連絡体制を確立するとともに、参加職員の質・量を向上することで、報告に要する時間短縮など、実効性の向上に努める。

### ○ 現場状況確認時の安全性の確保

- ・状況把握のためのパトロールなどの応急対策業務において、安全を最優先とすることの認識を関係者間で共有する。

### ○ 対応人員の確保と対応の効率化

- ・発災直後の期間においては、管内に居住する土木技術職員や本庁職員の派遣応援を仰ぐと共に、地方局建設部・土木事務所BCPの見直しを行い、地方局建設部・土木事務所内における役割分担・対応要領の明確化し、初動期における情報収集・問合せ対応に係る所要人員の確保と対応の効率化を図る。JRが不通の際には、地方局で一括してバスなどの代替手段を確保することにより、身体的ひいては精神的な負担が軽減できるものと考えられる。

## イ 応急的な通行の確保

### <検証の視点>

#### ○ 優先順位を付けた通行の確保は行われたのか。

#### ■ 対応の状況

- 崩土により通行の支障となった箇所について、優先箇所から順次応急復旧による通行止めの解消を行った。
- 県出先機関から、電話、FAX、回覧板による情報収集、取りまとめを行い県内管内図に通行規制区間を記入し、通行可能ルート等を把握した。
- 国土交通省四国地方整備局へメールで情報提供。
- 協定に基づき、県建設業協会の協力を得て、優先箇所から応急的な通行の確保を実施した。
- 災害対策本部からの要請により、自衛隊の応急活動場所について、県出先機関と連絡調整を行った。
- 県ホームページにおいて、地図上に通行可能ルート、通行規制の解除見込みを掲載し情報発信した。
- マスコミ（新聞）への道路通行規制解除見込みの情報提供を行い新聞掲載により情報発信した。
- 応急的な通行確保と二次災害防止を目的に、大規模災害緊急道路啓開事業費として7月補正予算を編成した。
- 国土交通省に路面清掃車の手配を要請し、平成30年8月7日から宇和島市、大洲市、西予市において清掃活動を実施した。
- 甚大な被害が集中する地域や高度な技術が必要な箇所について、市町道災害復旧支援受託事業費を9月補正予算において予算化し、市町道の災害復旧を県が受託し早期復旧を行うこととした。

#### □ 円滑に進んだと考えられる点

##### ◎ 被災者生活再建支援制度等に係る体制の見直し

- 高速道路・国県道の通行止め状況を反映して、緊急性・優先度の高い路線から崩土・倒木除去、大型土のう設置等により早期の通行の確保に努めた。  
【県災害対策本部土木対策部】
- 甚大な被災を受け、早期の通行の確保が必要な道路については、自衛隊との調整を行い、早期の通行の確保につなげた。【県災害対策本部南予地方本部】
- 電力会社から災害対策本部を經由して、停電復旧のための通行を優先的に確保するよう依頼され、直接協議を行い応急的な通行確保を行うことで早期のライフライン復旧につなげた。【県災害対策本部土木対策部】

## □ 改善が必要な点

### ◎ 正確な情報の把握と的確な対応

- 避難所の位置や市町道の被災による孤立情報が県災害対策本部経由であり、正確な場所や救援ルート等の情報把握に時間を要した。【県災害対策本部土木対策部】
- 災害応急対応に関する指示が国、県、市町から同じ建設業者に別々に入り、受けた建設業者が混乱していたので、地域全体を調整することが必要である。【県災害対策本部土木対策部】

### ◎ 災害時の建設業者等の確保

- 建設業者等の不足により通行の確保に時間を要した箇所があった。【内子町】

## □ 改善の方向性

道路の早期通行の確保は、電力や水道などライフラインの早期復旧に大きく影響することを踏まえ、情報把握や施工業者確保に向けて、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○ 地域全体を見渡した被害情報の一元的管理と円滑な応急対策の推進

- ・ 今回の対応記録を基に、地域全体を見渡した応急対策・復旧活動のあり方を検討し、その結果を踏まえ、県・市が管理する公共土木施設の被害状況について、それぞれが収集した情報を一元的に整理・把握する方策を検討する。
- ・ 円滑に応急対策を進めるため、愛媛県建設業協会との「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」について、関係者からの意見等を踏まえ、必要であれば見直しも含めて検討する。

## ウ 応急復旧や二次災害防止対策の状況

### <検証の視点>

- 速やかな応急復旧や二次災害防止対策は行われたのか。

### ■ 対応の状況

#### ◎ 道路の応急復旧の実施について

- 崩土により通行の支障となった箇所について、優先箇所から順次応急復旧による通行止めの解消を行った。
- 道路・河川堤防・砂防施設等の公共土木施設が被害を受けているなか、その後の度重なる台風接近に伴い二次災害が危惧される箇所の土砂撤去や大型土のう設置などの応急対策を迅速かつ重点的に実施した。
- 災害復旧に係る市町への技術的助言を行った。
- 甚大な被害を受けた南予方面の事務所等（南予地方局、大洲・西予・八幡浜・今治土木事務所）に災害調査のために、県庁等から土木職員を速やかに応援派遣した（延べ39名）。
- 県出先機関に応急復旧の進捗状況を確認し、連絡調整のうえ取りまとめ、状況を把握した。

#### ◎ 河川・砂防の応急復旧の実施について

- 堤防及び護岸の崩壊、土石流や崩土等による河道の埋塞など、被害が多数発生したことから、人家等への影響が懸念される箇所について、応急的に大型土のうや土砂撤去の施工を行った。
- 年間維持業者によるパトロールや役場及び住民の通報を基に被災箇所の調査を行い、発注可能な箇所から順次災害復旧工事を行った。

### □ 円滑に進んだと考えられる点

#### ◎ マニュアルに基づく協定締結先等の訓練効果

- 土木部防災対策マニュアルなどに基づき、毎年防災訓練を実施していることから、土木対策部としては職員が一丸となって円滑に初動対応に当たることができた。また、事前に愛媛県建設業協会などと大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結しており、毎年訓練を実施していたことから、速やかに協定を発動し応急対策業務に着手するなど、円滑な初動対応ができた。【県災害対策本部土木対策部】

#### ◎ 緊急性や優先度を考慮した応急復旧

- 電力会社から災害対策本部を経由して、停電復旧のための通行を優先的に確保するよう依頼され、直接協議を行い応急的な通行確保を行うことで早期のライフライン復旧につながった。【県災害対策本部土木対策部】
- 緊急性・優先度の高い箇所は、災害復旧事業に係る国との事前打合せや緊急調査により、査定を待たずに応急復旧工事に着手した。【県災害対策本部土木対策部】

- 水道復旧が必要な地域へアクセスする道路が被災していたが、優先的に復旧作業を行い、自衛隊協力のもと、浄水設備の搬入を早期に行うことができた。

【県災害対策本部南予地方本部】

- 道路、河川など複数の業務について、建設部の窓口を建設企画課に一本化し、県と愛媛県建設業協会との調整を図ったうえで、順次被災箇所へ建設業者の貼り付けを行ったことにより、迅速・円滑な復旧作業ができた。【県災害対策本部南予地方本部】
- 大規模災害協定が県内初で本格的に発動したことを受け、県建設業協会喜多支部と連携しながら早期の通行確保に努めたほか、道路・河川砂防で発生した 192 箇所の被災現場について、緊急性の高い箇所から優先順位を付け、計画的に災害査定を受けている。【県災害対策本部南予地方本部八幡浜支部】

#### ◎国・県・市等の一体的取り組み

- TEC-FORCE 高度技術指導班として土砂災害専門家を派遣した。上空からの調査により、集中して災害が発生した区域(宇和島市・西予市)を抽出し、TEC-FORCE 地上班で現地確認。二次災害防止のため、宇和島市・西予市へ警戒避難基準の運用に関する技術的助言を実施。それ以降も、土砂災害対応に関する技術的助言を適宜実施。大洲市内の老人ホームが背後斜面の崩壊で被災したことによる移転の要否の助言の要請、宇和島市から台風 12 号の降雨後の被災箇所の再調査の要請を受け、職員に加え、防災エキスパートの派遣による合同調査を実施。【四国地方整備局】
- 果樹園地へアクセスする市道等は災害査定前着手に必要な資料を整え、早期復旧を行った。また、一部の区間において、市道の災害復旧業務を愛媛県が受託するなど効率化を行った。国土交通省堆積土砂排除事業を活用することで、宅地内の土砂を公費により撤去することができた。【四国地方整備局】
- 道路の土砂崩れで通行止めとなった箇所において、土砂撤去の前に電柱等の移設が必要となったことから、土木事務所長が電線管理者へ緊急の撤去依頼を行った結果、早期に規制解除を行うことができた。【県災害対策本部南予地方本部】

#### ◎国・県・市等の一体的取り組み

- 同じ自治体内の複数の部署から指示があり、優先順位も曖昧で指示を受ける側として右往左往した。指示・命令系統の一本化をお願いしたい。【協力団体・建設】

### □ 改善が必要な点

#### ◎正確な情報把握に基づく対応の調整

- 膨大な被害件数であり、特に河川・砂防施設について、被害箇所、詳細な被害状況の全容把握に時間を要した。【県災害対策本部南予地方本部】
- 避難所の位置や市町道の被災による孤立情報が災害対策本部経由であり、正確な場所や救援ルート等の情報把握に時間を要した。【県災害対策本部土木

対策部】

### ◎災害時の応急復旧への備え

- 道路の通行確保の後の応急対策に際し、被災地支援活動と土木施設復旧作業との輻輳が生じた。旧吉田町地域全体が被害を受けていたこともあり、応急対策の優先順位や実施計画については、市管理施設の被害状況も踏まえ、総合的に調整・検討する必要があると考えられる。【県災害対策本部南予地方本部】
- 災害応急対応に関する指示が国、県、市町から同じ建設業者に別々に入り、受けた建設業者が混乱していたため、地域全体を調整することが必要である。（再掲）【県災害対策本部土木対策部】

### ◎災害時の建設業者等の確保

- 主に南予地域では、被災箇所が非常に多く応急対策工事が必要な箇所が多数生じたが、対応する建設業者に限りがあり、優先順位をつけての対応となったため、対策実施までに時間を要する箇所が生じた。【県災害対策本部土木対策部】
- 被害の集中した島嶼部は、社会資本整備関係予算の減少により建設業者数・作業員ともに減少し、機動力が弱体化しており応急対策業務に時間がかかっている。また、担い手不足も顕著であり、南海トラフ地震に備えた陸地部の応援を踏まえた体制作りが急務である。【県災害対策本部東予地方本部今治支部】
- 特定の地区に被害が集中した場合、年間維持業者1社での応急対応は困難であることから、複数の建設業者で対応できるよう年間維持工事の地域維持型契約を検討する。【県災害対策本部中予地方本部】
- 被災箇所が多く、優先順位を付け応急復旧対応を行ったが、建設業者の人手不足を痛感した。【県災害対策本部中予地方本部】
- 被災箇所数が膨大で、覚書で定めた受け持ち範囲の建設業者数では、対応が困難であった。県下全域からの応援体制を早期に構築できるよう、大規模災害協定の見直しが必要である。【県災害対策本部南予地方本部】
- 応急復旧で撤去した崩土や河川埋塞土砂の仮置き場がなく、受注業者の土地にも一時仮置きを余儀なくされた。【県災害対策本部中予地方本部】
- 応急復旧に使用する材料（大型土のうなど）の在庫がなく、一時、作業ができなくなった。応急復旧用の資材を備蓄しておく必要がある。【県災害対策本部中予地方本部】

## □ 改善の方向性

正確な情報把握や災害時の建設業者の確保、応急復旧への備えなどについて、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○地域全体を見渡した被害情報の一元的管理と円滑な応急対策の推進

- ・ 今回の対応記録を基に、地域全体を見渡した応急対策・復旧活動のあり方

---

を検討し、その結果を踏まえ、県、市が管理する公共土木施設の被害状況について、それぞれが収集した情報を一元的に整理・把握する方策を検討する。

- ・ 円滑に応急対策を進めるため、愛媛県建設業協会との「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」について、関係者からの意見等を踏まえ、必要であれば見直しも含めて検討する。
- ・ 県・市町施設に関する復旧の優先順位の決定など、地域全体を総合的に調整できる方策を検討する。

#### ○災害応急対応に当たる職員や建設業者の確保

- ・ 発災直後においては、管内に居住する土木技術職員や本庁職員の派遣応援を仰ぐとともに、地方局建設部・土木事務所BCPの見直しを行い、地方局建設部・土木事務所内における役割分担・対応要領を明確化し、初動期における情報収集・問合せ対応に係る所要人員の確保と対応の効率化を図る。
- ・ 状況把握のためのパトロールなどの応急対策業務において、安全を最優先とすることの認識を関係者間で共有する。
- ・ 複数の建設業者で対応できるよう年間維持工事の地域維持型契約の未導入地区において導入を検討する。

#### ○応急復旧に使用する資材や土砂等の仮置き場の確保

- ・ 大型土のう等の応急復旧に使用する資材は、地域ごとに各機関で備蓄されており、当時も在庫がある機関はあったが、その情報が共有できていなかったことから、応急復旧に使用可能な資機材の配備図等を作成して、各機関で共有することで、円滑な応急復旧に努める。
- ・ 流出土砂等の仮置き場については、関係市町とも連携し事前に候補地を設定しておく等の検討をする。

## ⑥ ライフライン（電気、ガス、交通機関、通信）の被災状況と応急復旧の状況 ＜検証の視点＞

### ○ 速やかな被害状況の把握と応急対策が行われたのか。

#### ■ 対応の状況

- 県災害対策本部では、四国電力や通信事業者等からの情報提供に基づき、ライフラインの被害状況を把握するとともに、災害対策本部会議での報告やホームページでの情報提供等を行った。
- 四国電力は、県災害対策本部へ電話・メール・FAX等を使用し、停電情報を提供するとともに、道路啓開が必要な箇所を要請した。平成30年7月7日時点で最大約13,930戸が停電していたが、7月10日にすべて復旧した。また、大洲市・西予市の酪農家40戸あまりで、野村変電所の停電復旧や断水等により約70トンの牛乳が廃棄された（13日までにすべて解消）。
- ガスについては、今回の豪雨災害による被害は発生しなかった。
- NTTや携帯電話会社は基地局の被災により、西予市、大洲市等の南予地域の一部地域で不通や利用しづらい状態となり順次解消したが、県内全域での復旧は8月7日となった。
- JR四国では、降雨の予想に基づき、四国管内の全線区において運転をとりやめていた。降雨が小康状態となった線区から順次線路点検を実施し、被災が確認された現場については直ちに応急工事に着手した。応急工事が完了した線区から順次運転を再開し、9月13日に全線区で運転を再開した。
- 県の肱川発電所の被災に伴い、7月中旬以降、国土交通省及び経済産業省から派遣された省庁リエゾンと協議を重ねた。続いて、8月上旬、公営電気事業経営者会議、資源エネルギー庁及び総務省を訪問し、肱川発電所の被災状況を説明するとともに復旧に関する支援を求めた。
- 県の肱川発電所の被災に伴い、被災前から計画していた発電所更新工事を前倒しして実施することとし、進入路復旧工事と建屋建替設計業務をあわせて、急遽、計画を2か月前倒して7月補正予算に計上。

#### □ 円滑に進んだと考えられる点

##### ◎ 停電復旧に向けた関係者の取り組み

- 被災後の早い時期に四国電力から「土砂崩れ等による道路通行止め区間のうち、停電箇所を復旧させるのに支障がある区間について、優先的な道路啓開」を依頼されたことから、土木対策部に連絡し、速やかに電力会社との直接協議を行ってもらったことで、早期のライフライン復旧につながった。【県災害対策本部統括司令部】
- 宇和島の仮設浄水場への電源供給対応では、設計・発注を行う南予水道企業団において、同企業団、仮設浄水場予定地の所有者（宇和島市）、配電線からの受電を行う四国電力、工事を請け負う電気工事会社（四電工）等の

---

関係者を一堂に集め、情報共有や課題・工程の確認、必要な機材・工事の準備等をワンストップで実施したことにより、工事は予定よりも早まり、ポンプ設置前には受電が可能となり、ポンプを駆動した通水試験等が直ちに行えた。【経済産業省】

#### ◎発電施設復旧への着手

- 水没し発電機等の主要機器が全損した肱川発電所については、発電所の更新、進入路復旧、建屋の建替設計の各予算が7月補正で成立し、事業を早期着手し、1日も早い復旧に向け、取り組んでいる。【県災害対策本部公営企業対策部】

### □ 改善が必要な点

#### ◎ライフラインに関する情報収集

- 公共交通機関の運行状況については、各機関が発表する報道内容やHPからの情報を基に県の情報を作成していたことから、県における発表内容に時間的なずれが生じることがあった。【県災害対策本部統括司令部】
- 上島町の水源は広島県、電気は中国電力であることから、情報が入りにくかった。【県災害対策本部統括司令部】

### □ 改善の方向性

電気・ガス・公共交通機関等のライフラインについては、県民の生活に直結することから、迅速かつ正確な情報提供と、速やかな復旧に向けた関係機関の連絡が重要となるため、以下に示す方向性により改善を行う。

#### ○迅速かつ正確な情報収集と連絡体制の整備

- ・南海トラフ巨大地震などの大規模災害時にライフラインに関する正確で迅速な情報提供が行えるよう、関係機関と連携して、情報収集・提供のあり方を検討する。

#### ○防災訓練等を通じた関係機関の連携強化

- ・防災訓練等を通じて、ライフラインの復旧のための優先的な道路啓開などに向けた関係機関の連携の強化を図る。

⑦ 主要公共施設の被災状況と応急対策の状況

<検証の視点>

- 被災状況の速やかな把握と応急対策は行われたのか。

■ 対応の状況

【学校施設における被害状況】

学校名等	被害状況等
新居浜市立惣開小学校	体育館地下倉庫が床上浸水（3cm程度）
今治南高等学校	小泉農場果樹園で土砂崩れ（5m×5m程度）が発生。別名農場第4号田（畑作）が冠水し、農作物に被害あり。
今治特別支援学校	法面が一部崩落。
今治北高等学校大三島分校	敷地に隣接する山の斜面から土砂が流入。
上島町立魚島中学校	裏山が崩れたことにより、教員住宅に土砂が流入。
上島町高井神中学校 (休校中)	法面が崩れ、一部が敷地内に侵入。
上島町高井神小学校 (休校中)	法面が崩れ、一部が敷地内に侵入。
松山商業高等学校	衣山グラウンドにおいて、崖崩れが発生。
松山市立津田中学校	隣接の山の斜面の土が敷地内に少量流入。学校前の道路が冠水。
松山市立日浦小学校	土砂流入によりプレハブ倉庫が一部損傷。
松山市立栗井小学校	敷地内に泥水が流入。
みなら特別支援学校	第6教棟2階廊下において、天井ボードが崩落。
大洲市立三善小学校	校舎1階、体育館、プールその他設備が浸水。グラウンドが冠水。校舎に近づけない状態。校舎2階に仮設職員室を設置。
大洲農業高等学校	果樹園管理棟付近で土砂崩れが発生。農作物の被害はなし。グラウンド、第3農場が冠水。校長校舎が冠水。
大洲高等学校	第2グラウンド倉庫が浸水（最深部80cm程度）。
大洲高等学校肱川分校	校舎が床上浸水、玄関のガラスが破損。武道場使用不可。倉庫2つが流され、所在不明。
大洲市立肱川中学校	その他工作物の浸水、倒壊、滅失。
大洲市立肱川小学校	グラウンド冠水。体育館、プール1階、その他設備浸水。
大洲市立大洲東中学校	プール用井戸ポンプが浸水。
大洲市立久米小学校	体育館、プールその他設備が浸水。グラウンドが冠水。
大洲市立平野小学校	校舎1階の一部浸水。体育館とプールその他設備が浸水。
大洲市立栗津小学校	グラウンドが冠水。
八幡浜高等学校	体育館、弓道場、部室、ポンプ室、野外便所、グラウンド他が浸水。
八幡浜工業高等学校	校舎（教棟5箇所）で床上浸水が発生。学校前の河川の氾濫により、駐車場に汚泥が流入・堆積。放送設備が故障。

八幡浜市立松蔭小学校	プール機関室が浸水。
八幡浜市立宮内小学校	体育館地下の壁の隙間から浸水。隙間の穴埋めを業者に依頼。
野村高等学校	実習地法面崩壊。牛舎の搾乳ポンプが水没。
川之石高等学校	学校前の河川が氾濫し、畑が冠水した。農作物への被害なし。 グラウンド、テニスコートが冠水。
西予市立明浜中学校	学校裏で土砂崩れが発生し、校舎1階に土砂が流入。その後、国交省職員及び県職員が確認を行ったところ、危険と判断され、長期間にわたり校舎が使用できない状況であった。
宇和高等学校	立間分場のみかん園地及び石垣の崩落、水路への土砂流入。
宇和特別支援学校	第3教棟1階が床上浸水。消防団が土嚢を積み、浸水は収束した。
吉田高等学校	テニスコートに泥水が流入。第2グラウンドが冠水。
三間高等学校	体育館、ポンプ室で床上浸水が発生し、汚泥が流入・堆積。玄関前通路に汚泥が堆積。消火栓設備が故障。 グラウンドの土が流出。水田の境界フェンスが破損ほか。
津島高等学校	学校前の河川が氾濫し、グラウンド、テニスコート、駐車場及び中庭が冠水。水道管破裂。浄化槽フローポンプが故障。
宇和島市立吉田中学校	校舎1階、体育館が床上浸水。
宇和島市立吉田小学校	校舎、体育館で複数箇所雨漏りあり。
宇和島市立立間小学校	学校前の河川が氾濫し、校舎1階が冠水。体育館床上浸水。
宇和島市立成妙小学校	学校前の道路が冠水。校舎床下浸水、体育館雨漏り。
宇和島市立三間中学校	学校前の道路が冠水。グラウンドが冠水。体育館床上浸水。
宇和島市立結出小学校	学校玄関前が冠水。
宇和島市立喜佐方小学校	床上浸水。土砂流入により、校舎玄関が開閉不可。
宇和島市立玉津小学校	グラウンドに土砂が流入。
宇和島市立戸島小学校	校舎、運動場が浸水。プールに土砂が流入。
宇和島市立日振島小学校	グラウンドに土砂流入。中庭等に土砂が流入。
鬼北町立広見中学校	配膳室の雨漏りによる天板落下。
鬼北町立三島小学校	プール用取水ポンプ倉庫が川へ流出。
鬼北町立近永小学校	浄化槽の水が溢れ、給食車進入路が浸水。体育館雨漏りによる天板剥がれ。
松山東雲高等学校	裏山から土砂流入。
帝京第五高等学校	送水ポンプ、井水ポンプが浸水。
帝京富士中学・高等学校	男子寮1階浸水。浄化槽ポンプ、体育館倉庫等が破損。

## 【臨時休校等の状況】

7月5日					7月6日				
	小学校	中学校	県立学校	計		小学校	中学校	県立学校	計
臨時休校	35	18	9	62	臨時休校	193	82	20	295
自宅待機	0	0	0	0	自宅待機	0	0	0	0
始業時間の変更	0	0	0	0	始業時間の変更	0	0	0	0
就業時間の変更	44	10	4	58	就業時間の変更	19	12	9	40

7月9日					7月10日				
	小学校	中学校	県立学校	計		小学校	中学校	県立学校	計
臨時休校	32	12	10	54	臨時休校	13	5	4	22
自宅待機	0	0	0	0	自宅待機	0	0	0	0
始業時間の変更	24	22	4	50	始業時間の変更	0	0	2	2
就業時間の変更	23	4	4	31	就業時間の変更	11	8	8	27

7月11日					7月12日				
	小学校	中学校	県立学校	計		小学校	中学校	県立学校	計
臨時休校	13	7	4	24	臨時休校	11	6	3	20
自宅待機	0	0	0	0	自宅待機	0	0	0	0
始業時間の変更	0	0	2	2	始業時間の変更	0	0	3	3
就業時間の変更	3	2	5	10	就業時間の変更	3	3	7	13

7月13日					7月17日				
	小学校	中学校	県立学校	計		小学校	中学校	県立学校	計
臨時休校	10	7	3	20	臨時休校	2	1	1	4
自宅待機	0	0	0	0	自宅待機	0	0	0	0
始業時間の変更	0	0	3	3	始業時間の変更	0	0	2	2
就業時間の変更	3	2	5	10	就業時間の変更	0	0	2	2

## 【その他主要施設における被害状況】

施設名	被害状況等
<b>【松山市】</b>	
県動物愛護センター	正門横の市道に土砂が流入。駐車場及び広場が冠水。 7月7日から休館とし、7月10日から開館。
萬翠荘	裏山の木1本が、萬翠荘に向かって倒れ、街灯1本が破損。
えひめこどもの城	大小数箇所です砂崩れが発生。また、職員駐車場から事務所向かう園路において道路のひび割れが発生し、通行不可。危険箇所については立ち入り禁止とするとともに、7月7日から臨時休園（7月11日は定休日）とし、7月14日から開園した。
松山城跡	古町口登城道で土砂崩れほか。
北条図書館	軒下及び雨どいから水が噴き出し、水たまりが発生。
松平定行の霊廟	敷地内に土砂が流入。
松平定政の霊廟	敷地内に土砂が流入。
荏原城跡	東側土塁で幅9m、北側土塁で幅約1.2m、西側土塁及び南側土塁で規模不明ながら斜面崩落。
難波奥谷古墳	墳丘が土石流に巻き込まれ一部流出。
県美術館	地下撮影室、作業室、写真室に地下水浸水。
県生涯学習センター	多数の箇所で激しい雨漏りが発生し、人感センサー損壊。
<b>【今治市】</b>	
能島城跡	斜面崩落4箇所。
波止浜	道路法面崩落2箇所、小島遊歩道法面崩落3箇所、小島公園奥法

	面崩落 1 箇所。
御串山	斜面崩落 1 箇所。
妙見山古墳	北側斜面崩落。
今治市立波方図書館	地下書庫で床上 15cm 程度の浸水。本に被害なし。
<b>【宇和島市】</b>	
宇和島城	式部丸の斜面の一部が 2 箇所崩落 (H400×W300、H300×W400)。
旭醤油醸造場	浸水被害あり。
上甲家住宅	浸水被害あり。
遊子水荷浦の段畑	段畑の一部で、石垣が役 20 段に渡って崩落。
宇和島市立簡野道明記念吉田町図書館	1 階が 1.4m 程度浸水。1 階の蔵書の約 3 分の 2 が水損。
立間公民館	1 階部分に浸水。
喜佐方公民館	1 階部分に浸水。
吉田公民館	1 階部分に浸水。
<b>【八幡浜市】</b>	
八幡浜街道笠置峠越	遍路道の一部が約 50m に渡り洗堀された。
梅美人酒造精米所	軒裏天井の一部が損壊。
奥自治公民館	土砂崩れのため、外部損傷。
保内中央体育館	床上浸水。
<b>【新居浜市】</b>	
県総合科学博物館	エントランス及び 1 階通路が浸水。
<b>【西条市】</b>	
永納山城跡	史跡北東部の散策路法面が崩落。史跡内部の道路法面が 2 箇所崩落。
<b>【大洲市】</b>	
と畜場施設及び食肉衛生検査センター	周辺一帯の浸水。 と畜場：浸水被害により 9 月 17 日まで操業停止 食肉衛生検査センター：と畜場の 2 階にあるため浸水被害はなかったが、7 月 5 日から 7 月 12 日まで停電
大洲市し尿処理施設清流園	機能停止。し尿処理については、大洲市市民生活課が周辺市町に応援要請。
大洲城	葺綿櫓の鬼瓦が一部欠損。
臥竜山荘	臥竜院の控室で雨漏り。門前の階段部分の石垣が一部崩落。
大成橋（市道）	河川水位の上昇により、道路橋が流失。
大洲城遺物整理事務所	埋蔵文化財保存施設が天井まで浸水。
如法寺仏殿	ポンプ室裏の斜面が崩落し、土砂がポンプ室外壁まで到達。
大洲市立図書館	7 月 6 日から閉館。1 階床上浸水（10cm 程度）。床下の配線が水没。図書館システム、空調、エレベーター、自動ドア、浄化槽が

	故障。1階事務室ネットワーク、電波時計故障、パネルステージ他損傷。書籍に被害なし。車庫の浸水（53cm程度）。公用車1台水没。
大洲市立図書館 肱川分館	7月6日から閉館。床上浸水（270cm）により、蔵書17,000冊が全損。ガラス破損等。館内各所損傷。備品多数破損。
久米公民館	7月6日から閉館。1階事務所が床上130cm浸水。浄化槽全損。電気系統不良。インターネット不通。和室の畳全損。床下汚損。壁・床破損。備品多数破損。
菅田公民館	7月6日から閉館。床上浸水（240cm）。城下麻生の一部機器故障。電気系統不良。インターネット不通。1階の全床汚損。空調設備、調理室各所、備品多数が破損。棚が全損。
豊茂公民館	1階事務所が床上10cm浸水。非常口外部排水溝への土砂埋まり。
肱川公民館	7月6日から閉館。1階駐車場が270cm浸水。2階公民館が床上浸水（150cm）。電気系統不良。ガス設備破損。インターネット不通。トイレ、エレベーター故障。入口、内部建具、備品多数破損。床汚損。
白滝公民館柴分館	7月6日から閉館。床上浸水（60cm）。1階全床汚損。備品多数破損。
久米教育集会所	床上浸水68cm。和室、会議室床、フローリング、遊具破損。和室の畳が全損。壁、サッシ戸、建具、カーテン汚損。備品等損壊。
市木教育集会所	床上浸水89cm。床、壁、建具、サッシ戸破損。カーテン汚損。畳全損。備品等損壊。
<b>【伊予市】</b>	
伊予岡古墳	斜面が崩落。
下灘ふれあい館	建物裏手の斜面の崩落。建物への被害はなし。
<b>【西予市】</b>	
食鳥処理場	施設の浸水・故障。
明石寺客殿	雨漏りにより廊下天井の一部が落下。
三滝城跡	三滝神社前の谷部で、幅10m、長さ50mの土砂崩れが発生。三滝城跡登山道で、小規模な洗堀や土砂流入4箇所発生。
県歴史文化博物館	多数の箇所では激しい雨漏りが発生し、ガス警報器損壊、消火剤御残布。記録室の空調ファンが冠水。授乳室の空調機損壊。
西予市立図書館野村分館	断水により7月11日まで休館。断水は継続している中、トイレ使用を汲み置きの水で対応し、7月12日から開館。
貝吹公民館	1階及び2階床上浸水。
高川公民館	別館床下及びテニスコート、プールに土砂が流入。
横林公民館	北側斜面の土砂崩落。
宇和米博物館	施設擁壁及び造成地にクラックが生じ、一部擁壁が崩落。

<b>【久万高原町】</b>	
面河溪	石鎚スカイラインの道路上部が崩落。
<b>【松前町】</b>	
松前総合文化センター	広域学習ホール舞台下、ホール床、地下倉庫に地下からの浸水。
<b>【内子町】</b>	
内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区	伝統的建物のうち、屋根の破風部分の漆喰剥落2件、うだつの漆喰剥落1件。
程内自治会館	倒木により施設の屋根が破損。
和田自治会館	河川氾濫により、グラウンドに土砂流入、遊具倒壊。
立川支館	河川氾濫により、1階和室が浸水。エアコン室外機が浸水。車庫裏法面が損傷。グラウンドに土砂堆積。
<b>【松野町】</b>	
松野中央公民館	1階一部浸水。
<b>【鬼北町】</b>	
等妙寺旧境内	斜面小規模崩落。
岩谷遺跡	遺構保護区内に土砂が流入し、機構が埋没。
井谷家住宅石垣及び土塀	土塀が一部倒壊。

## □ 円滑に進んだと考えられる点

### ◎ 被害状況の迅速な把握と公表

- 県災害対策本部では、主要公共施設の被害状況について、各対策部、市町等から情報収集による迅速な把握に努め、被害報のとりまとめ、本部会議での情報共有やマスコミ公表を行った。【県災害対策本部統括指令部】

### ◎ 学校施設復旧への着手

- 小中学校施設に関しては、早期に文部科学省の職員の派遣を要請し、災害復旧事業に関する説明会と個別協議を実施したことにより、自治体への事業の周知と手続きの準備等を円滑に進めることができ、県立学校に関しては土木部局の技術支援を受けながら7月補正での予算措置ができ、早期の復旧工事の着手ができた。【県災害対策本部教育対策部】

## □ 改善が必要な点

### ◎ 家畜保健衛生所の機能停止

- 家畜保健衛生所宇和島支所が被災し、災害応急対応業務を行う機能が失われた。【県災害対策本部南予地方局地方司令部】

## □ 改善の方向性

被災した公共施設の機能の確保に向けて、以下に示す方向性により改善を進める。

### ○ 公共施設の機能のバックアップ体制の確立

- ・ 災害時は機能を失う機関が発生することを想定し、機関間のバックアップ体制を事前に用意しておく必要がある。

### (3) 産業を守る

#### ① 農林水産業の被害状況と応急対策の状況

##### <検証の視点>

○ 速やかな被害状況の把握と応急対策が行われたのか。

#### ■ 対応の状況

##### ◎ 農地、農業施設関係

●平成 30 年 7 月 5 日の大雨警報発令後、県農林水産部課内に 1 名以上の職員が常時待機を行うなど体制を整備。また、翌 6 日に農道の法面崩落の発生等、被害の報告があったことから、情報の収集に努めるとともに災害待機職員を 2 名増員し対応した。同月 7 日の未明に北条地区のため池が破損するなど多数の被害発生の情報を入力。直ちに職員（16 名）を招集し、情報収集と現地の被害状況を確認のうえ報告したほか、ため池など経過確認が必要な箇所については 2 名体制で毎日 2 回のパトロールを実施した（9 日早朝まで）。さらに、同月 8 日には職員 12 名で、被災後の経過やその他の被害状況について、現地調査及び情報収集を実施、報告のとりまとめを行った。

##### ◎ 森林林業関係

●6 月末から雨天が続いていたため、主要な危険箇所の点検を随時実施していたほか、7 月 5 日の大雨警報発令後、地方局森林林業課（松山、久万高原）内に 1 名以上の職員が常時待機を行うなど体制を整備した。また、同月 7 日の市町等からの災害報告や土木部の災害情報を基に、現地へ職員（1 班 2 名以上）を派遣し、被害状況を確認・取りまとめを実施した。（～8 日）

##### ◎ 市町からの人的支援要請への対応

- 林道災害の早期復旧を図るため、市町の要請に基づき、県の林業技術職員を被災市町へ派遣して、復旧方法や工法の選定、災害査定に必要な設計書等の作成を指導した。
- 発災後 3 日目（7 月 9 日）にヘリコプターをチャーターして初動調査を開始したほか、発災後 5 日目に林野庁の林道技術者の派遣を要請。農林漁業者に対する目に見える支援として「手引き」あるいは「対応策パンフレット」を作成した。

#### □ 円滑に進んだと考えられる点

##### ◎ 被害状況の把握

●被災 5 日目（7 月 11 日）に林野庁が運行したヘリコプターに県職員も同乗し、上空からの被害状況調査が実施でき、陸上からの現地調査では分からない被災地が多く判明し、早期の被災状況の把握に繋がった。【県災害対策本部農林水産対策部】

## ◎関係機関との連携

- 発災直後から国・市町・関係機関等と連携し、農業・林業・水産業の各分野における情報収集や応急対応を行うとともに、本庁技術職員を被害の大きい南予地域の県出先機関へ応援として派遣し体制強化を図ることにより、速やかな被害状況の把握ができた。【県災害対策本部農林水産対策部】
- J Aと市町、県、土地改良区等の現場職員が連携し、全力で被害状況の早期把握に取り組み可能な限り速やかな対応ができた。【県災害対策本部農林水産対策部】
- J Aグループ（全農えひめ、中央会、県信連、共済連）とともに、「愛媛県・J Aグループ災害対策連絡調整会」を設置し、定期的な協議を通してJ Aの復旧活動をバックアップする進め方について率直なコミュニケーションが図られた。【県災害対策本部農林水産対策部】
- 南予柑橘農業復興対策チームの設置により、関係機関間で応急対策・中長期的復興計画が共有できた。また、被災直後から市町と連携し、被災農地、ため池等農業用施設の状況確認及び現地調査を行うことにより、応急対応、災害復旧への対応方針決定が円滑に進んだ。【県災害対策本部農林水産対策部】

## ◎被害状況の把握

- 発災後3日目（7月9日）に林野庁へ要請（運行は5日目）したヘリコプターに県職員も同乗し、上空からの被害状況調査を実施したことにより、陸上の現地調査では分からない被災地が多く判明し、早期の被災状況の把握につながった。【県災害対策本部農林水産対策部】
- 発災後5日目（7月11日）に林野庁の治山技術者の派遣を要請。発災後20日目（7月26日）には、林地被害が集中している箇所へ林野庁の「山地災害対策緊急展開チーム」を招請し、早期の被災状況の把握・復旧計画の作成につながった。【県災害対策本部農林水産対策部】

## □改善が必要な点

### ◎早期の全容把握

- 山地や林道等、奥地にある被災地も多く、早期に状況把握することが難しい面があったことから、衛星写真やドローンなどの新技術を活用できる体制を整備しておくことが必要である。【県災害対策本部農林水産対策部】

### ◎人材の育成等

- 大規模災害対応では林業職員の増員が必要となることから、平時から十分な技術者の採用・育成を行うほか、事務職員との交流等により円滑に配置換えできる体制をとっておく必要がある。【県災害対策本部農林水産対策部】
- 市町職員の人材不足や早急な対応を行うための適切な役割分担と人員の確保、その調整が重要である。また、測量設計や資料作成などの直営作業の

---

技術継承や県の市町への積極的な支援が必要。【県災害対策本部中予地方本部】

## **□ 改善の方向性**

本県のように山地が多い地域では、被害状況の早期把握が困難であることから、平時からの新技術を導入した早期被害状況の把握や関係機関間での連携強化が重要であり、このことが早急な応急復旧対策に繋がる現状を踏まえ、下記の方向性により改善を進める。

### **○ ドローン等を活用した被害状況の把握**

- ・ 早期に被害状況を把握し、速やかな応急復旧対策を実施するため、広範囲な地域のドローン等を活用した早期の被害状況の把握に努める。

### **○ 研修等による人材の育成と関係機関の連携強化**

- ・ 日ごろから研修等を通じて被害状況の把握や応急復旧対応に係る技術力の向上に努めるとともに、関係機関の連携強化を図る。

## ② 商工業の被害状況と応急対策の状況

### <検証の視点>

#### ○ 速やかな被害状況の把握と適正な支援体制の構築は行われたのか

### ■ 対応の状況

#### ◎ 発災当初の体制及び被災企業支援の取組

- 速やかに県内企業の被害状況の把握を行い、早急な応急復旧対策の検討を行った。
- 7月中旬に県内のスゴ技企業から無償提供のあった「貯水槽（8トン）」に水を搭載し、南予地域で断水により操業停止・縮小している企業へ給水を行った。
- 7月補正予算において、豪雨災害緊急地域雇用維持助成事業費を計上。国の雇用調整助成金の上乗せ助成に必要な財源(県単48,100千円)を確保し、災害の影響を受け休業等を余儀なくされた事業主の従業員雇用の維持に万全を期した。
- 被災した中小企業・小規模事業者の相談等に対応するため、関係機関等と連携した特別相談窓口を設置し対応した。
- 主要観光施設及び商工会を通じた会員企業への被災状況の聞き取り調査を実施した。
- 中小企業者等の施設復旧等に要する費用の負担軽減を図るため、県経営支援課に「産業復興支援室」を設置するとともに、被災3市に申請相談窓口を開設し、愛媛県グループ補助金事業を実施。

### □ 円滑に進んだと考えられる点

#### ◎ 支援体制の構築

- 部内で情報の収集・提供、体制づくり等に取り組み、スピード感のある対応ができた。【県災害対策本部経済労働対策部】
- 管内各市町、商工会及び本庁経営支援課との間において迅速な被災情報の共有を心掛けたことで、速やかな管内被害状況の把握と適切な支援体制の構築が図られた。【県災害対策本部中予地方本部】
- 市の産業部門各課及び商工会への定時調査や、県庁と速やかに情報を共有することで、被災状況の共有及び相談者への迅速な情報提供ができ、速やかな被害状況の把握と適正な支援体制の構築が行われた。【県災害対策本部東予地方本部】
- 国による雇用・労働対策に関する迅速な情報収集により、即応した予算措置を行うことができた。【県災害対策本部経済労働対策部】
- 発災直後に、県が保証料を全額補助するなど、被災事業者にとって有利な災害関連対策資金を発動した。【県災害対策本部経済労働対策部】
- グループ補助金に関する申請受付相談窓口を被害の大きかった3市に開設

---

し、被災事業者の生の声を直接聞くことで、寄り添った丁寧な対応等につながった。【県災害対策本部経済労働対策部】

- 職員が被災した企業を訪問し、被害状況や被害額の聞き取りを行い、速やかな状況把握を行った。また、(公財)えひめ産業振興財団等と連携し、ファンド事業等により支援している企業の被害状況の把握を行った。【県災害対策本部経済労働対策部】

## □ 改善が必要な点

### ◎ 情報収集ルート等の確立

- 情報連絡体制の確実性について、あらかじめ部門ごとに確認と報告ルートを綿密に定める必要を感じる。【県災害対策本部東予地方本部】
- 更なる大規模災害に対応するためには、日ごろからの国・県・被災市町等との更なる連携及び県・市町職員の十分な人員の確保が必要。【県災害対策本部経済労働対策部】

## □ 改善の方向性

今回の豪雨災害では、素早い初動対応により被害状況の把握及び迅速な対応ができたが、南海トラフ地震等のさらなる大規模災害に備えるため、以下に示す方向性より改善を図る。

### ○ 研修等による人材の育成と関係機関の連携強化

- ・国・県・市町・関係機関が連携した研修、訓練等の実施により、即座に災害対応に従事できる人材を育成する。
- ・日頃から顔の見える関係を構築することにより、初動対応の更なる迅速化を図る。

## 4 県地域防災計画等の見直し

平成30年7月豪雨災害は、平成22年に災害警戒本部と災害対策本部の二重体制にしてから、初めて県災害対策本部を立ち上げる事態となった。

また、被害が広域にわたるとともに、県及び市町職員が、近年このような大規模災害への対応の経験がなく初動応急対応にとまどいが見られたところもあったほか、県災害対策本部の運営に当たっても、要綱等の定めを超えて必要な組織や業務等が発生するなど、多くの課題が吹き彫りになった。

このため、本報告書1から3までに記載したとおり、検証により明らかとなった様々な課題等を踏まえ、以下のとおり、県地域防災計画や県災害対策本部要綱等の改善を図ることにより、今回のような大規模災害はもとより、30年以内の発生確率が70～80%とされている南海トラフ地震にも対応可能な組織・体制づくりを進めていく。

### □ 改善の方向性

#### ◎ 県地域防災計画の見直し

- 県災害対策本部のより迅速な設置を行うため、「被災者の捜索、救助のために自衛隊の派遣を要請したとき」や、「洪水予報指定河川の氾濫発生情報が発表されたとき」等の客観的な事象に基づく県災害対策本部の設置基準の見直しを検討する。
- 県地域防災計画に市町や住民に対する早期避難の注意喚起など、発災前に行うべき対応の追加について検討する。
- 罹災証明発行に係る住家被害認定調査について、調査・判定方法にばらつきが生じないように市町間の調整を図ることについて、県地域防災計画への追加を検討する。

#### ◎ 県災害対策本部要綱の見直しについて

- 県災害警戒本部の設置については、気象状況等の変化等に臨機応変に対応して、より機動的に設置できるよう修正を検討する。
- 「被災者支援グループ」及び「食料物資対策グループ」の統括責任者を配置する。
- 南海トラフ地震が発生した際には、住宅確保に係るニーズが今回より著しく増大することを考慮し、災害対策本部内に被災者の住宅確保支援に特化したグループを設置する。
- 災害派遣等従事車両証明書（高速道路無料通行用）の発行について、各地方局でも可能とすることを検討する。
- 国等からの応援職員の受入及び被災市町への派遣などを一括で行う、専属の担当班を設置し応援・受援体制を強化する。
- 甚大な被害を受けた市町のワンストップ窓口となる支援班の設置及び、発災初期に被災市町を集中的に支援する仕組みを整備する。

---

### ◎ 県業務継続計画（BCP）や災害時行動計画の見直しについて

- 現行の業務継続計画（BCP）や災害時行動計画は、南海トラフ巨大地震を想定したものであり、住民に対する注意喚起や事前避難の呼び掛けなど発災前の対応について定められていないことから、県災害対策本部のタイムラインの策定と並行して、風水害編の策定を検討する。
- 災害時行動計画における業務内容やそのフローに関する記載について、実態に合わせた実効性のある内容への修正を検討する。
- 県災害対策本部を任意設置した場合の職員の参集について、防災メール（参集連絡及び安否確認）の手動配信を行うことを災害時行動計画へ記載することを検討する。
- マスコミ対応を担う広報班をオペレーションルームに常駐させるほか、人員増を図るなど機能強化を検討する。

### ◎ 県災害時情報収集職員派遣要領等の見直しについて

- 事前に指名する県リエゾンの選定基準や業務範囲、情報共有の方法等について見直すとともに、事前研修の実施について派遣要領に追加するほか、県地域防災計画等の各種計画にもリエゾンの果たすべき役割等について記載することを検討する。

## 5 当面の取組方針

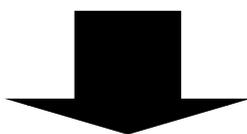
### 出水期までに実施

#### 【県・市町・防災関係機関等と連携した施策】

- ・ テレビ会議システムを利用した気象台・県・市町等との気象情報の共有。
- ・ 住民に対する早めの避難の呼び掛け及び県・気象台等からの事前警戒の早期呼びかけを徹底するための情報共有。
- ・ 効果的な避難情報の伝達手段に関する県・市町担当者の研修の実施。
- ・ 県内各市町における平時からのカウンターパート関係の構築。
- ・ 広域防災・減災対策検討協議会の場等を活用した相互の機能や役割の理解促進と連携・協力のあり方の検討。

#### 【県庁内組織体制及び各種計画の修正】

- ・ 豪雨災害の課題を踏まえた地域防災計画、県災害対策本部要綱等の修正。
- ・ 継続的な人員配置に向けた配置計画の見直し及び研修の充実。
- ・ 愛媛県災害時情報収集職員派遣要領（リエゾン）の修正。
- ・ オペレーションルームにおける国・防災関係機関等リエゾンや各班の機能的な配置。



### 31年度に実施

- ・ 災害情報システムの改善・高度化、TV会議システムの拡充整備。  
＜当初予算計上＞
- ・ 防災士の更なる養成及び自主防災組織の活性化。＜当初予算計上＞
- ・ 防災行政無線屋外スピーカーの高性能化及び戸別受信機の整備。  
＜当初予算計上＞
- ・ タイムラインの作成。＜当初予算計上＞
- ・ 県下統一の被災者生活再建支援システムの導入。＜当初予算計上＞
- ・ 消防団の広域協力体制の構築。＜当初予算計上＞
- ・ 図上訓練の実施等による災害廃棄物処理体制の構築。＜当初予算計上＞
- ・ 災害時応援協定の積極的な締結。
- ・ 死者・行方不明者の氏名公表について、国に統一した基準を示すよう機会を捉えた要望。



## 実施に向け継続して検討・支援

### ■市町における受援計画、体制の整備

応援職員を円滑に受入れ、業務に従事できるよう市町の受援計画の策定を支援。

### ■避難対策に関する市町への支援

市町の要支援者個別計画や避難所ごとの運営マニュアル作成を支援する。

### ■物資拠点の見直し

物資拠点として推奨される統一的な基準（面積、耐震性、大型トラックの進入の可否等）を検討したうえで、物資拠点の追加指定の検討を行う。

### ■災害対応執務スペースの充実等

統括司令部の各班・グループ、国や防災関係機関のリエゾンが活動できるスペースの確保や連携・協力がスムーズに行える配置等を検討する。